

# 令和7年度大津市予防接種協議会 次第

日 時：令和7年7月30日(水) 15時00分～16時00分

場 所：健康危機管理対策室 (委員はWEB会議)

## 1 開会

## 2 協議事項

### (1) 定期予防接種について

- (ア) 定期予防接種の接種状況 …資料1－(ア)
- (イ) MR ワクチンについて …資料1－(イ)
- (ウ) HPV ワクチンについて …資料1－(ウ)
- (エ) 帯状疱疹ワクチンについて …資料1－(エ)
- (オ) 予防接種についての市民への情報提供 …資料1－(オ)

### (2) 規定外接種について

- (ア) 規定外接種報告と今後の間違い接種防止に向けた取組について …資料2－(ア)
- (イ) 予防接種従事者研修会の実施状況と今後の在り方について …資料2－(イ)

## 3 報告事項

- (ア) 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成について …資料3－(ア)
- (イ) 風しん抗体検査及び予防接種の実施状況について …資料3－(イ)
- (ウ) 予防接種健康被害救済制度申請状況について …資料3－(ウ)
- (エ) 新型コロナウイルスワクチン接種について …資料3－(エ)

## 4 その他連絡事項

- (ア) 大津市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画について …資料4

## 5 閉会

## 大津市予防接種協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、大津市予防接種協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 予防接種事業の推進に関すること。
- (2) 予防接種事業関係者との連携及び協力に関すること。
- (3) 予防接種事故の防止に関すること。
- (4) その他予防接種事業の円滑な実施に関し市長が必要と認めること。

### (委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 医療関係団体から選出された者 4人
- (3) 市職員 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月28日規則第112号)

この規則は、公布日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 大津市予防接種協議会委員名簿

令和6・7年度

協議会役職	氏名	団体名	委員区分
副会長	澤井 俊宏	滋賀医科大学 I R室	学識経験者 (予防接種)
	中野 恭幸	滋賀医科大学 内科学講座 (呼吸器)	学識経験者 (感染症)
会長	大森 聖一	(公社) 大津市医師会	医療関係団体選出者
	藤井 靖子	(公社) 大津市医師会	医療関係団体選出者
	尾辻 りさ	(公社) 大津市医師会	医療関係団体選出者
	辻 桂嗣	(地独) 市立大津市民病院	医療関係団体選出者
	田中 義也	大津市教育委員会	市職員
	中村 由紀子	大津市保健所	市職員

令和7年6月1日現在  
(順不同 敬称略)

○委員任期：2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

# 定期予防接種実施状況

資料1-(ア)

R5:R5年4月～R6年3月 R6:R6年4月～R7年3月

## 1. B型肝炎

(単位:人・%)

	対象者	接種者			接種率		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
R5	2,355	2,337	2,321	2,345	99.2%	98.6%	99.6%
R6	2,248	2,141	2,197	2,210	95.2%	97.7%	98.3%

※R5 内6名長期療養(1回目1名 2回目1名 3回目4名)

※R6 内2名長期療養(3回目2名)

## 2. ロタウイルス

	対象者	ワクチン	接種者			接種率		
			1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
R5	2,355	1価	1,161	1,129	-	49.3%	47.9%	-
		5価	1,148	1,158	1,130	48.7%	49.2%	48.0%
R6	2,248	1価	1,090	1,132	-	48.5%	50.4%	-
		5価	1,018	1,032	1,053	45.3%	45.9%	46.8%

## 3. 肺炎球菌(小児)

	初回対象者	初回接種者			初回接種率			4回目		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	2,339	2,324	2,288	99.3%	98.7%	97.2%	2,480	2,351	94.8%
R6	2,248	2,144	2,198	2,248	95.4%	97.8%	100.0%	2,470	2,361	95.6%

※R5 内1名長期療養(4回目1名)

## 4. ヒブ

	初回対象者	初回接種者			初回接種率			4回目		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	2,339	2,325	2,288	99.3%	98.7%	97.2%	2,480	2,346	94.6%
R6	2,248	30	269	503	1.3%	12.0%	22.4%	2,470	2,024	81.9%

※R5 内1名長期療養(4回目1名)

## 5. 五種混合(ポリオ・ジフテリア・破傷風・百日咳・ヒブ)

	I期初回対象者	I期初回接種者			I期初回接種率			I期追加		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	-	-	-	-	-	-	2,480	-	-
R6	2,248	2,116	1,934	1,752	94.1%	86.0%	77.9%	2,470	203	8.2%

## 6. 四種混合(ポリオ・ジフテリア・破傷風・百日咳)

	I期初回対象者	I期初回接種者			I期初回接種率			I期追加		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	2,551	2,523	2,527	108.3%	107.1%	107.3%	2,480	2,409	97.1%
R6	2,248	38	278	515	1.7%	12.4%	22.9%	2,470	2,456	99.4%

※R5 内1名住民票に記載のない者(1期追加1名)

## 7. 三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)

	I期初回対象者	I期初回接種者			I期初回接種率			I期追加		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	1	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	2,480	1	0.0%
R6	2,248	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	2,470	0	0.0%

## 8. ポリオ

	I期初回対象者	I期初回接種者			I期初回接種率			I期追加		
		1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	2,480	0	0.0%
R6	2,248	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	2,470	0	0.0%

## 9. BCG

	対象者	接種者	接種率
R5	2,355	2,310	98.1%
R6	2,248	2,264	100.7%

※R5 内3名長期療養

※R6 内2名長期療養

# 定期予防接種実施状況

## 10. 水痘

(単位:人・%)

	1回目			2回目		
	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率
R5	2,480	2,379	95.9%	2,480	2,302	92.8%
R6	2,470	2,352	95.2%	2,470	2,260	91.5%

※R5 内3名長期療養(1回目1名 2回目2名)

※R5 内1名住民票に記載のない者(2回目1名)

## 11. 麻しん風しん

	第1期			第2期			延べ接種者数			
	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率				
R5	2,480	麻風混合	2,361	95.2%	2,923	麻風混合	2,760	94.4%	麻風混合	5,121
		麻しん	1			麻しん	0		麻しん	1
		風しん	0			風しん	0		風しん	0
R6	2,470	麻風混合	2,333	94.5%	2,937	麻風混合	2,739	93.3%	麻風混合	5,072
		麻しん	0			麻しん	0		麻しん	0
		風しん	0			風しん	0		風しん	0

※R5 内1名長期療養(1期1名)

※R6 内1名長期療養(2期1名)

## 12. 日本脳炎

	I 期初回	I 期初回 接種者		I 期初回 接種率		I 期追加			II 期		
	対象者	1回目	2回目	1回目	2回目	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率
R5	2,639	2,518	2,460	95.4%	93.2%	2,786	2,827	101.5%	3,168	3,509	110.8%
R6	2,596	2,534	2,538	97.6%	97.8%	2,672	2,517	94.2%	3,187	3,195	100.3%

※R5 内3名住民票に記載のない者(1回目2名 2回目2名 1期追加1名)

## 13. 二種混合(ジフテリア・破傷風)

	対象者	接種者	接種率
R5	3,228	2,809	87.0%
R6	3,193	2,861	89.6%

※R5 内1名住民票に記載のない者

## 14. HPV(子宮頸がん予防)

	定期接種									
	対象者	接種者						接種率		
		2・4価			9価			合計		
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
R5	1,569	8	60	178	1,192	697	243	76.5%	48.2%	26.8%
R6	1,616	1	4	11	1,457	1,273	431	90.2%	79.0%	27.4%

	キャッチアップ接種									
	対象者	接種者						接種率		
		2・4価			9価			合計		
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
R5	12,750	9	105	441	1,187	918	602	9.4%	8.0%	8.2%
R6	13,266	3	16	64	3,307	2,888	2,690	25.0%	21.9%	20.8%

# 定期予防接種実施状況

(単位:人・%)

## 15. 高齢者インフルエンザ

	対象者	接種者	接種率
R5	95,055	52,714	55.5%
R6	95,775	48,986	51.1%

※R5 内48名身障

※R6 内49名身障

## 16. 高齢者肺炎球菌

	対象者	接種者	接種率
R5	11,655	3,583	30.7%
R6	4,050	777	19.2%

※R5 内1名身障

## 17. 高齢者新型コロナワクチン

	対象者	接種者	接種率
R5	-	-	-
R6	95,775	18,009	18.8%

※R6 内25名身障

備考 対象者: B型肝炎、ロタ、肺炎球菌(小児)1~3回目、ヒブ1~3回目、五種混合1~3回目、四種混合1~3回目、三種混合1~3回  
ポリオ1~3回目、BCGは0歳児人口(10日1日時点)  
肺炎球菌(小児)4回目、ヒブ4回目、五種混合4回目、四種混合4回目、三種混合4回目、ポリオ4回目は1歳児人口(10月1日時)  
水痘、MR1期は1歳児人口(10月1日時点)、MR2期は5歳児人口(4月1日時点)、  
日本脳炎1期1~2回目は3歳児人口、日本脳炎1期3回目は4歳児人口、日本脳炎2期は9歳児人口(10日1日時点)、  
二種混合は11歳児人口(4月1日時点)、HPV(定期)は13歳児人口(10月1日時点)、HPV(キャッチアップ)は個別勧奨送付数  
高齢者インフルエンザは65歳以上人口(10月1日時点)、高齢者肺炎球菌は接種券送付数

# MRワクチンについて

# MRワクチンの接種対象期間延長について

MRワクチンの供給不足等により接種機会を逃した方について、  
接種期間が延長されています

## ◎実施期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

## ◎対象者

令和6年度に第1期及び第2期の対象だった方で、  
MRワクチンの供給不足等により令和6年度の接種機会を逃した方

第1期：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方

第2期：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方

※抗体検査の結果、抗体が不十分だった第5期対象者の方の接種も経過措置の対象

# MRワクチンの未接種者への個別通知について

## ◎接種率

	令和5年度	令和6年度
第1期	95.2%	94.5%
第2期	94.4%	93.3%

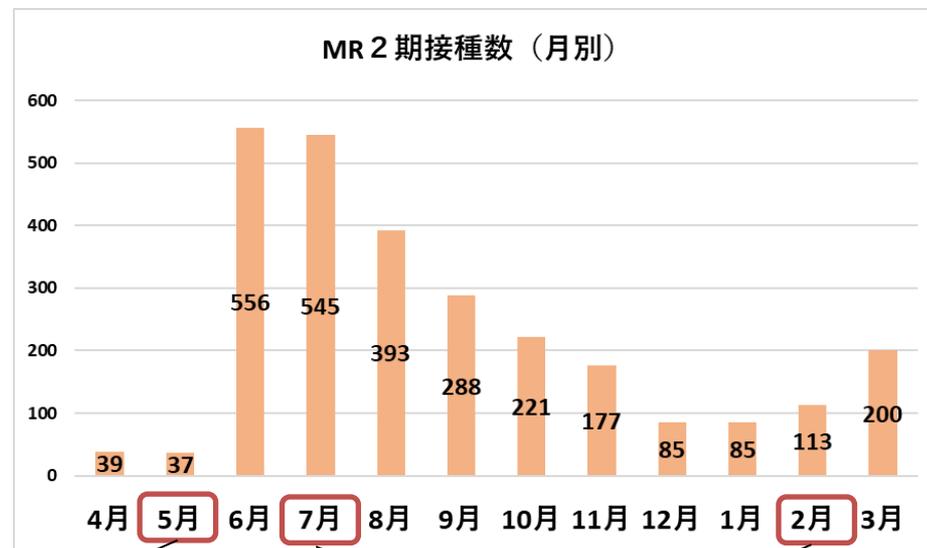
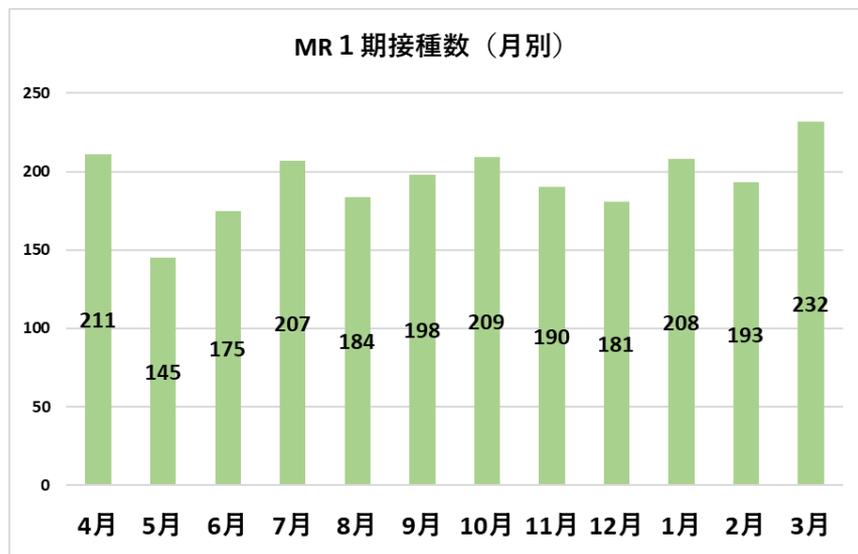
## ◎未接種者数

第1期：約336人

第2期：約288人

★7月7日に未接種者へ個別に案内を送付

# MRワクチンのこれまでの個別通知の効果について



個別通知

園を通じて通知

未接種者へ  
個別通知

個別通知は接種率の向上に一定の効果がみられた。

# HPVワクチンについて

# HPVワクチンの各年齢の接種率(1回目)

接種勧奨再開

■ キャッチアップ接種  
■ 定期接種

HPV 1回目接種率

生まれ年度	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
1997 (H9)	76.8%		0.6%	0.9%	4.0%	82.3%
1998 (H10)	84.8%		1.1%	1.3%	5.7%	92.8%
1999 (H11)				2.2%	9.6%	78.4%
2000 (H12)				7.2%	25.0%	45.9%
2001 (H13)				10.5%	24.1%	46.5%
2002 (H14)				11.2%	25.8%	50.1%
2003 (H15)	3.2%		12.5%	10.7%	26.5%	53.4%
2004 (H16)	6.8%		10.1%	11.7%	23.6%	52.1%
2005 (H17)	4.5%	26.0% 高1	4.2%	6.3%	15.1%	56.2%
2006 (H18)	3.9%	15.6% 中3	14.6% 高1	10.4%	21.1%	65.4%
2007 (H19)	2.4%	12.0% 中2	10.1% 中3	18.4% 高1	19.7%	62.8%
2008 (H20)	1.5% 小6	9.4% 中1	9.2% 中2	17.4% 中3	25.2% 高1	62.9%
2009 (H21)		2.9% 小6	8.4% 中1	17.6% 中2	19.5% 中3	48.3%
2010 (H22)			3.5% 小6	13.7% 中1	18.8% 中2	36.0%
2011 (H23)				6.3% 小6	19.0% 中1	25.3%
2012 (H24)					8.0% 小6	8.0%

令和3年度に個別通知実施後、各年齢の接種率は7.9%～21.5%上昇した

# HPVワクチンの各年齢の接種率(1回目)

接種勧奨再開

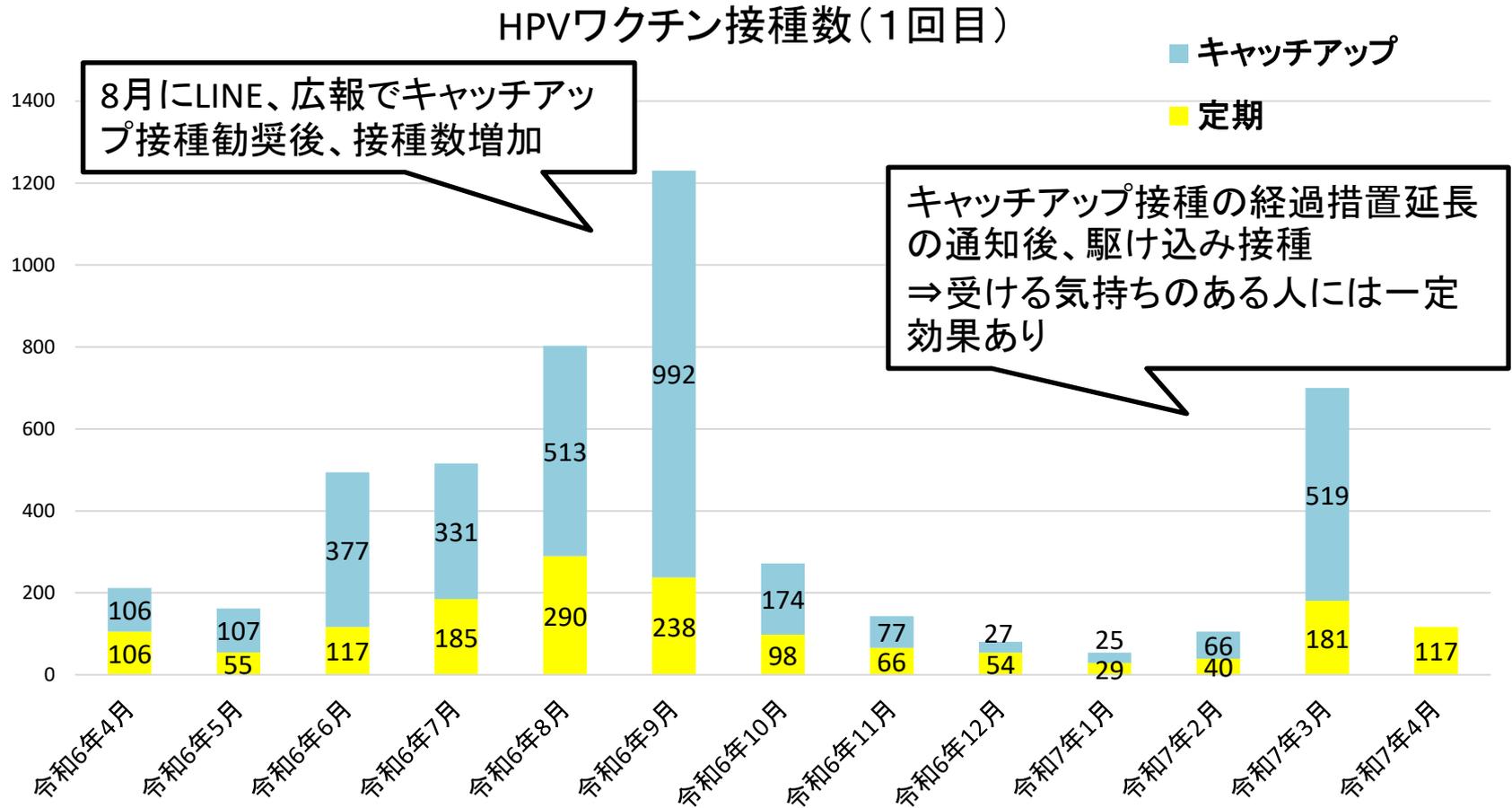
■ キャッチアップ接種  
■ 定期接種

HPV 1回目接種率

生まれ年度	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
1997 (H9)	76.8%		0.6%	0.9%	4.0%	82.3%
1998 (H10)	84.8%		1.1%	1.3%	5.7%	92.8%
1999 (H11)	64.8%		1.5%	2.2%	9.6%	78.4%
2000 (H12)	4.9%		8.7%	7.2%	25.0%	45.9%
2001 (H13)	2.3%		9.0%	10.5%	24.1%	46.5%
2002 (H14)	1.9%		10.7%	11.2%	25.8%	50.1%
2003 (H15)	3.2%		12.5%	10.7%	26.5%	53.4%
2004 (H16)	6.8%		10.1%	11.7%	23.6%	52.1%
2005 (H17)	4.5%	26.0% 高1	4.2%	6.3%	15.1%	56.2%
2006 (H18)	3.9%	15.6% 中3	14.6% 高1	10.4%	21.1%	65.4%
2007 (H19)	2.4%	12.0% 中2	10.1% 中3	18.4% 高1	19.7%	62.8%
2008 (H20)	1.5% 小6	9.4% 中1	9.2% 中2	17.4% 中3	25.2% 高1	62.9%
2009 (H21)		2.9% 小6	8.4% 中1	17.6% 中2	19.5% 中3	48.3%
2010 (H22)			3.5% 小6	13.7% 中1	18.8% 中2	36.0%
2011 (H23)				6.3% 小6	19.0% 中1	25.3%
2012 (H24)					8.0% 小6	8.0%

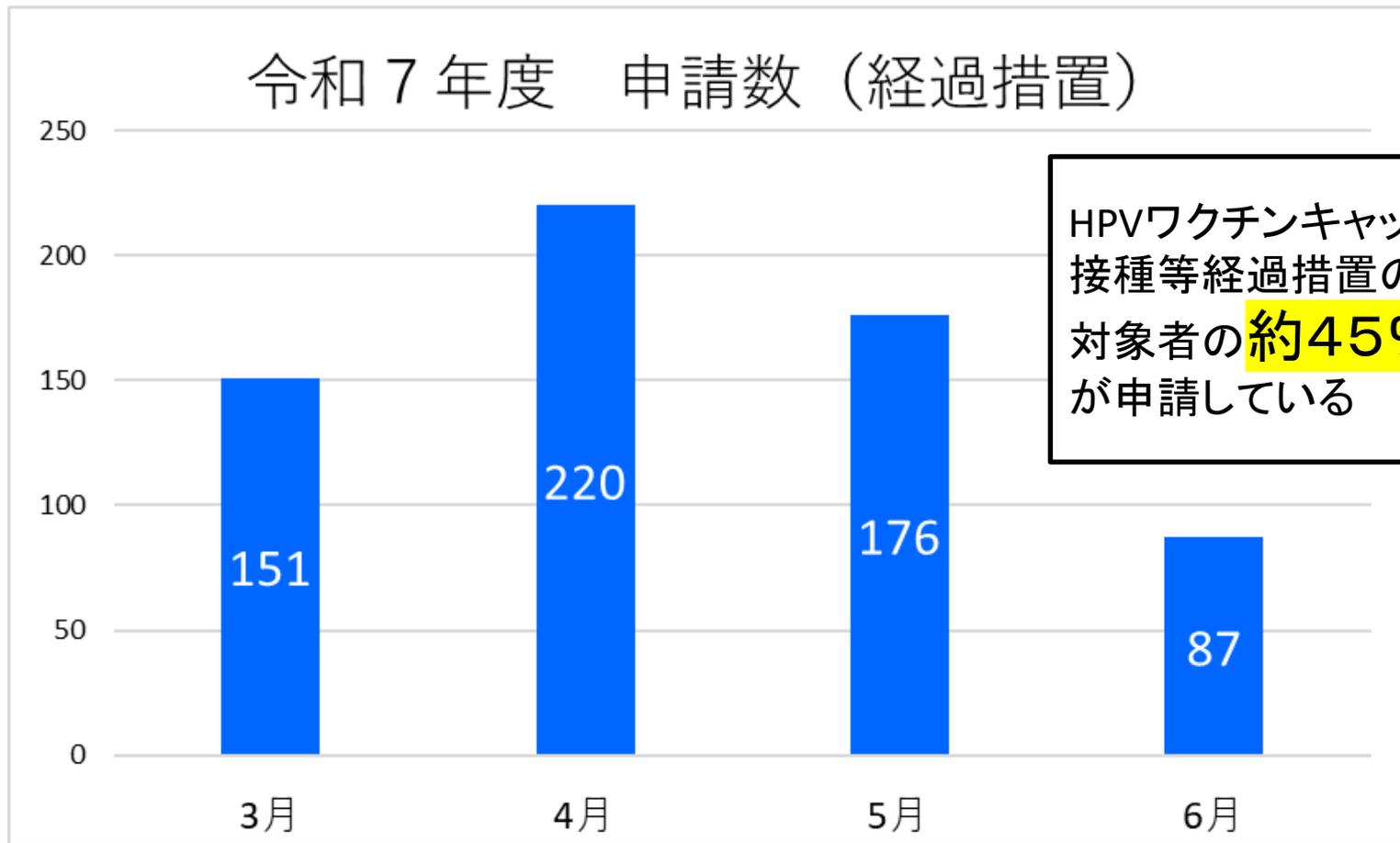
標準接種時期の中学一年生よりも中学二年生以降の接種率の方が高い傾向にある

# HPVワクチンの令和6年度の月別接種数



# HPVワクチンキャッチアップ接種等経過措置 対象者からの申請状況

(令和7年6月末現在)



# HPVワクチン接種率向上のための取り組み

## HPVワクチン定期接種対象者の保護者相当年齢の方への周知

40歳、41歳の女性を対象に健康推進課が発送している乳がん検診のお知らせにHPVワクチンの啓発文を掲載

## HPVワクチンの正しい知識とワクチンの効果についてのリーフレットを配布

リーフレットを作成し、中学校の授業で使用・配布してもらう。

# 带状疱疹ワクチンについて

# 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

## 接種対象者

### ①令和7年度に次の年齢となる大津市民

65歳	昭和35年4月2日から 昭和36年4月1日生まれ	85歳	昭和15年4月2日から 昭和16年4月1日生まれ
70歳	昭和30年4月2日から 昭和31年4月1日生まれ	90歳	昭和10年4月2日から 昭和11年4月1日生まれ
75歳	昭和25年4月2日から 昭和26年4月1日生まれ	95歳	昭和5年4月2日から 昭和6年4月1日生まれ
80歳	昭和20年4月2日から 昭和21年4月1日生まれ	100歳 以上	大正15年4月1日以前 の生まれ

②接種日に60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、身体障害者手帳1級を持っている大津市民

**令和7年5月30日に対象者に案内を発送**

# 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

## 使用するワクチン・接種費用

	接種回数	自己負担額
生ワクチン (ビケン)	1回	4,300円
組換えワクチン (シングリックス)	2回	10,900円

接種時期 …令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

# 带状疱疹ワクチンの接種率について

R7.6.30時点

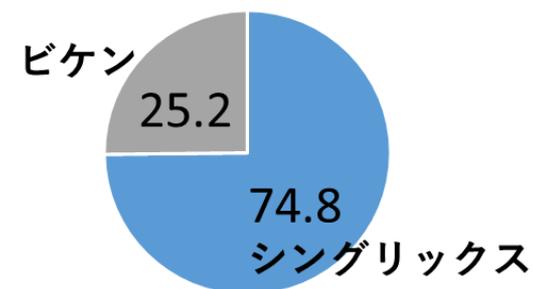
## 接種率

対象者数	接種数	接種率
21,077	1,331	6.31%

## 接種されたワクチンの種類(件数)

シングリックス	ビケン	合計件数
996	335	1,331

接種されたワクチンの種類 (%)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 ヒブ												
2 小児用肺炎球菌			●広報									
3 B型肝炎												
4 ロタ												
5 四種混合							●就学前健診で未接種者への接種勧奨					
6 五種混合	●ホームページ		●広報									
7 BCG												
8 麻しん風しん		●個別通知(2期)		●園を通じて通知(2期)			●就学前健診で未接種者への接種勧奨(2期)				●未接種者への個別通知(2期)	●広報 ●LINE(2期)
9 水痘	●健康教育等で活用できるリーフレットを作成し、他課に配布、啓発を依頼。											
10 日本脳炎		●18歳個別通知		●学校を通じ小4あて通知			●就学前健診で未接種者への接種勧奨		●園を通じて4歳児あて通知			
11 二種混合		●個別通知		●学校を通じ小6あて通知					●学校を通じ小6あて通知		●未接種者への個別通知	
12 HPV(子宮頸がん)		●個別通知(中1、高1、キャッチアップ)			●LINE(キャッチアップ) ●広報(キャッチアップ)				●LINE(キャッチアップ) ●広報(キャッチアップ)		●個別通知(キャッチアップ) ●LINE(キャッチアップ)	●広報(キャッチアップ)
13 高齢者インフルエンザ						●情報提供会 ●ポスター・チラシ	●広報 ●LINE					
14 高齢者新型コロナ			●広報 ●情報提供会			●広報 ●情報提供会 ●ポスター・チラシ	●広報 ●LINE					
15 高齢者肺炎球菌	●ポスター・チラシ	●個別通知 ●情報提供会	●広報 ●情報交換会								●未接種者への個別通知(65歳)	
16 追加的風しん(抗体検査及び予防接種)				●抗体検査対象者へ個別通知								
風しん抗体検査事業					●広報							
17 帯状疱疹ワクチン												●ホームページ

※大津市ホームページに常時掲載

※小児に係るものは、「予防接種手帳」「新生児訪問」「乳幼児健診(予防接種ガイド)」「とも育アプリ」「子育てハンドブック大津っ子」等の中で啓発。

※高齢者に係るものは、支所をはじめとする関係課、委託医療機関、介護施設にポスター掲示及びチラシ設置依頼

※とも育アプリ登録数5,555件(R7.6.30時点)、LINE登録数(健康・福祉カテゴリー)11,030件(R7.6.3時点)

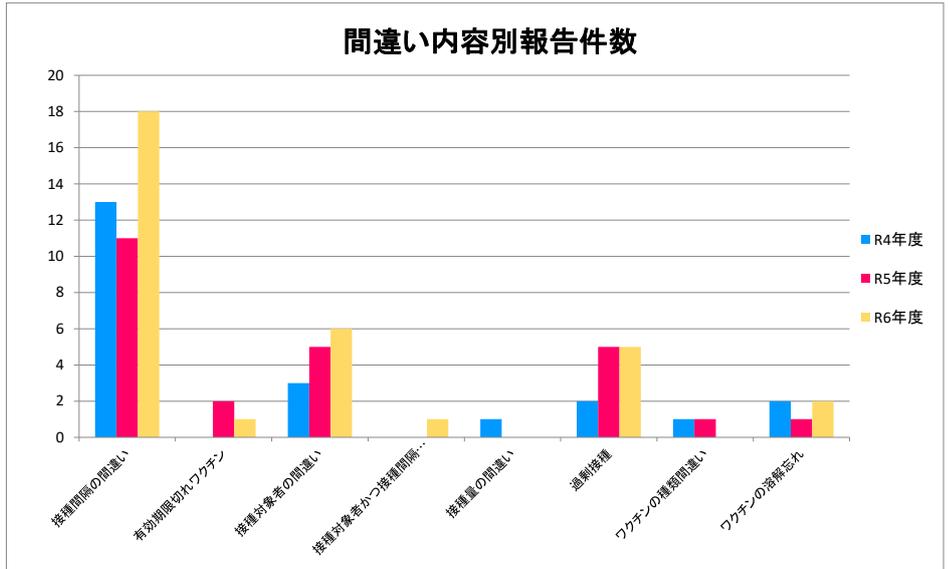
定期接種規定外接種一覧

間違いの種類	件数 ( )内はR5 年度	予防接種名	間違いの内容 (赤字は重大な間違い接種)	間違いの要因
接種間隔不足	18(11)	B型肝炎3回目	139日以上において接種すべきを139日で接種	1日早い日程
		ヒブ4回目	7か月以上において接種すべきを6か月で接種	確認不足
		日本脳炎1期追加	6か月以上において接種すべきを4か月で接種	
		日本脳炎1期追加	6か月以上において接種すべきを7日で接種	
		日本脳炎1期追加	6か月以上において接種すべきを5か月で接種	
		日本脳炎2期	6か月以上において接種すべきを7日で接種	
		HPV2回目	1か月以上において接種すべきを28日で接種	1か月を4週で計算
		HPV2回目	1か月以上において接種すべきを28日で接種	
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	確認不足
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	1か月を4週で計算
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	確認不足
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	1日早い日程
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	確認不足
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	1か月を4週で計算
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	
		HPV3回目	3か月以上において接種すべきを2か月で接種	
接種対象者間違いかつ接種間隔不足	1(0)	小児用肺炎球菌3回目	1歳以降かつ60日以上において接種すべきを月齢11か月、接種間隔29日で接種	確認不足
接種対象者間違い (対象者以外)	6(5)	五種混合1回目	生後2か月から接種すべきを生後1か月で接種	確認不足
		小児用肺炎球菌1回目	生後2か月から接種すべきを生後1か月で接種	確認不足
		日本脳炎1期追加	7歳6か月までに接種するところを7歳11か月で接種	確認不足
		日本脳炎2期	すでに2期として接種済の方に接種	2期を母子手帳の1期1回目に記録
		日本脳炎2期	すでに2期として接種済の方に接種	2期を母子手帳の1期追加に記録
日本脳炎2期	すでに2期として接種済の方に接種	2期を母子手帳の1期2回目に記録		
有効期限切れ	1(2)	MR(追加的風しん)	有効期限から1か月過ぎて接種	確認不足
過剰接種	5(5)	ヒブ1回目	五種混合を接種していたがヒブも接種	使用ワクチンの確認不足
		ヒブ4回目	接種済みであったが接種	母子手帳紛失
		小児用肺炎球菌4回目		
		HPV1回目		母子手帳に記録なし
HPV1回目	確認不足			
ワクチンの種類間違い	0(1)			
ワクチンの溶解忘れ	2(1)	ヒブ3回目	ヒブワクチンを溶解せず、溶解液のみを接種	確認不足
		MR2期	MRワクチンを溶解せず、溶解液のみを接種	
合計	33(25)			

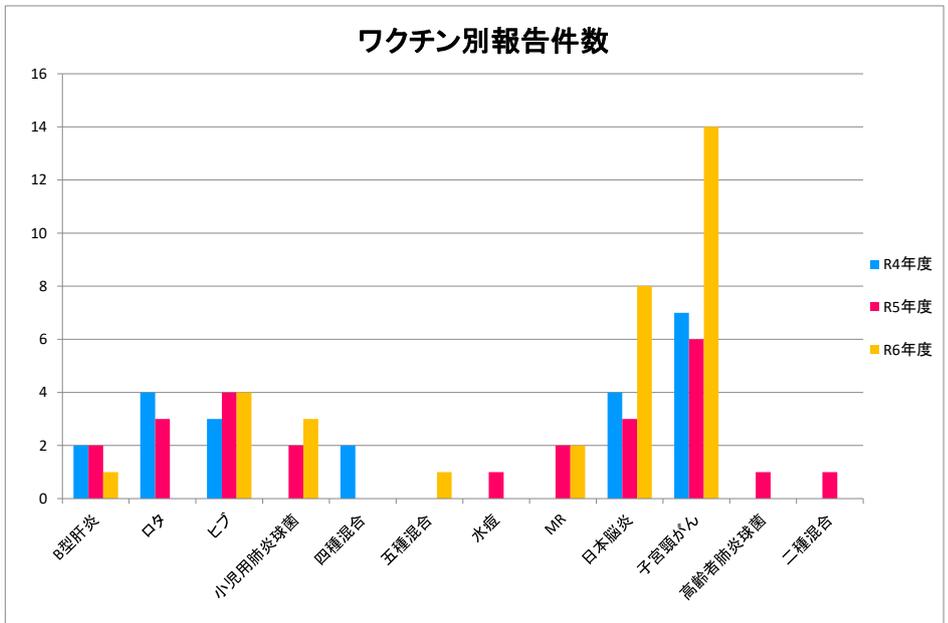
定期接種規定外接種報告(令和6年4月～令和7年3月)

資料 2-(ア)

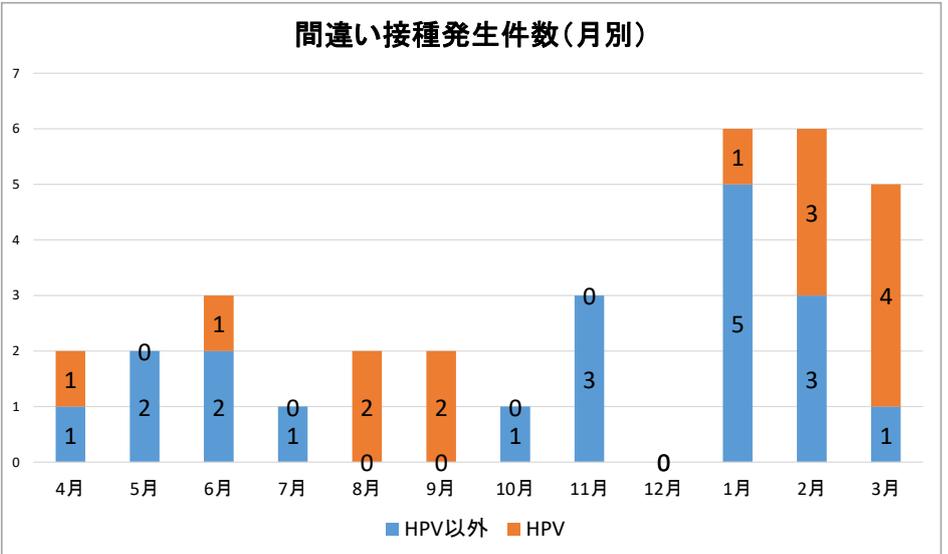
間違い内容別件数	R4年度	R5年度	R6年度
接種間隔の間違い	13	11	18
有効期限切れワクチン	0	2	1
接種対象者の間違い	3	5	6
接種対象者かつ接種間隔の間違い	0	0	1
接種量の間違い	1	0	0
過剰接種	2	5	5
ワクチンの種類間違い	1	1	0
ワクチンの溶解忘れ	2	1	2
総計	22	25	33



ワクチンの種類	R4年度	R5年度	R6年度	接種回数
B型肝炎	2	2	1	6,548
ロタ	4	3	0	5,325
ヒブ	3	4	4	2,826
小児用肺炎球菌	0	2	3	8,951
四種混合	2	0	0	3,287
五種混合	0	0	1	6,005
水痘	0	1	0	4,612
MR	0	2	2	5,072
日本脳炎	4	3	8	10,784
子宮頸がん	7	6	14	12,145
高齢者肺炎球菌	0	1	0	777
二種混合	0	1	0	2,861
総計	22	25	33	69,193



ワクチンの種類	HPV以外	HPV	総数
4月	1	1	2
5月	2	0	2
6月	2	1	3
7月	1	0	1
8月	0	2	2
9月	0	2	2
10月	1	0	1
11月	3	0	3
12月	0	0	0
1月	5	1	6
2月	3	3	6
3月	1	4	5
総計	19	14	33



# 予防接種従事者研修会 について

# 予防接種従事者研修会

## 目的

予防接種を安全かつ効果的に実施するため、予防接種従事者に必要な知識等について研修を行う

## 対象

予防接種委託医療機関の医師、看護師、事務員等

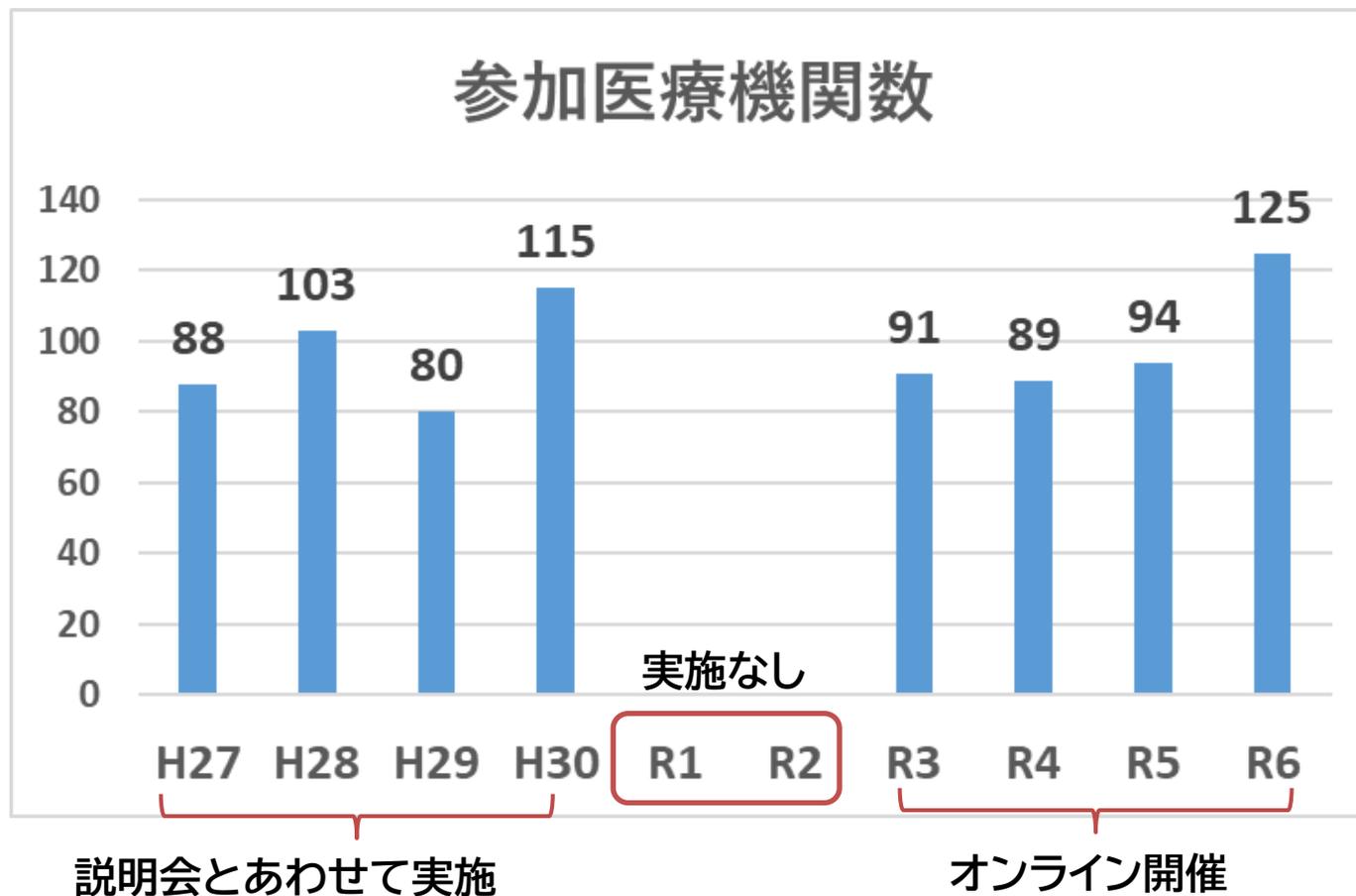
## 開催方法

オンライン形式で実施

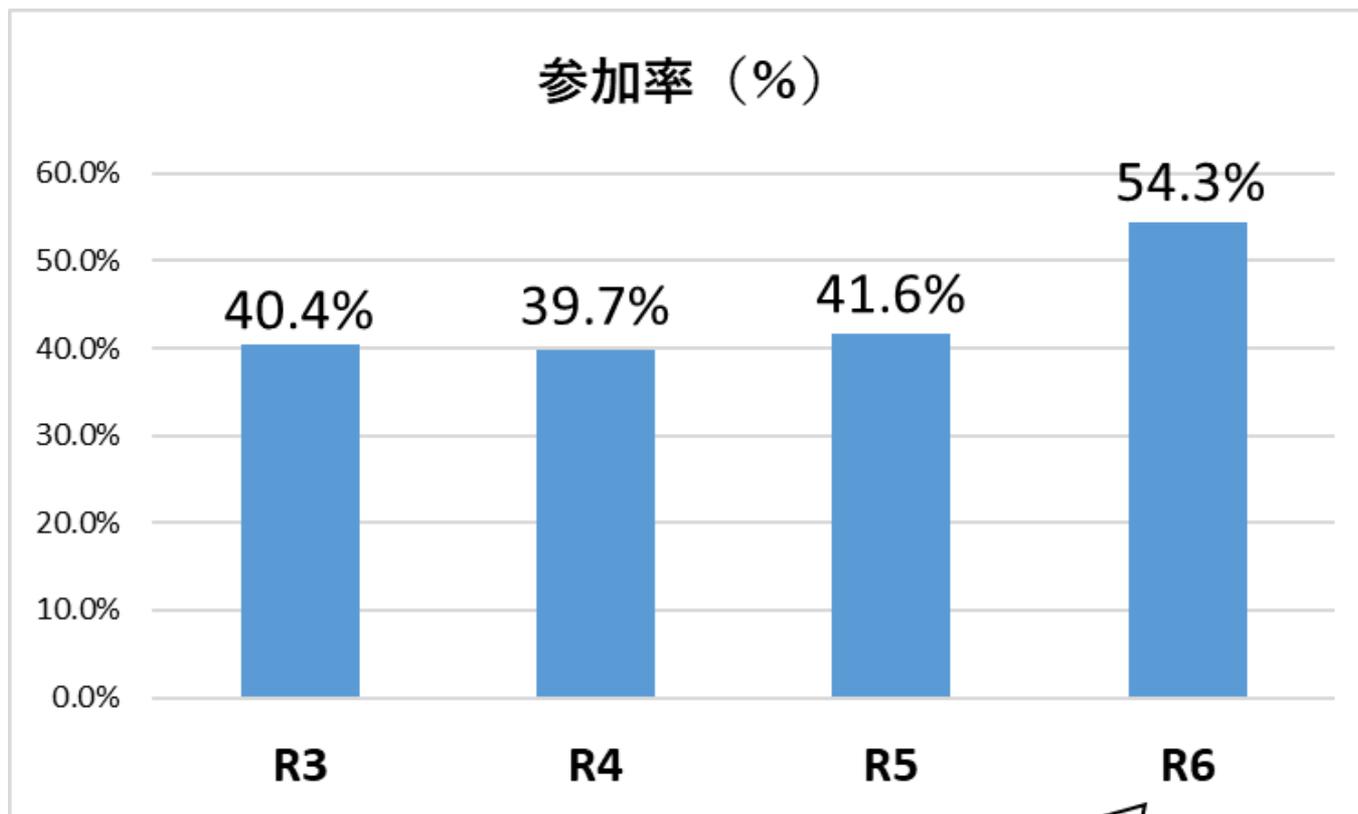
## 内容

講師による予防接種に関する講演と市内での間違い接種の発生状況について

# 予防接種従事者研修会 参加医療機関数

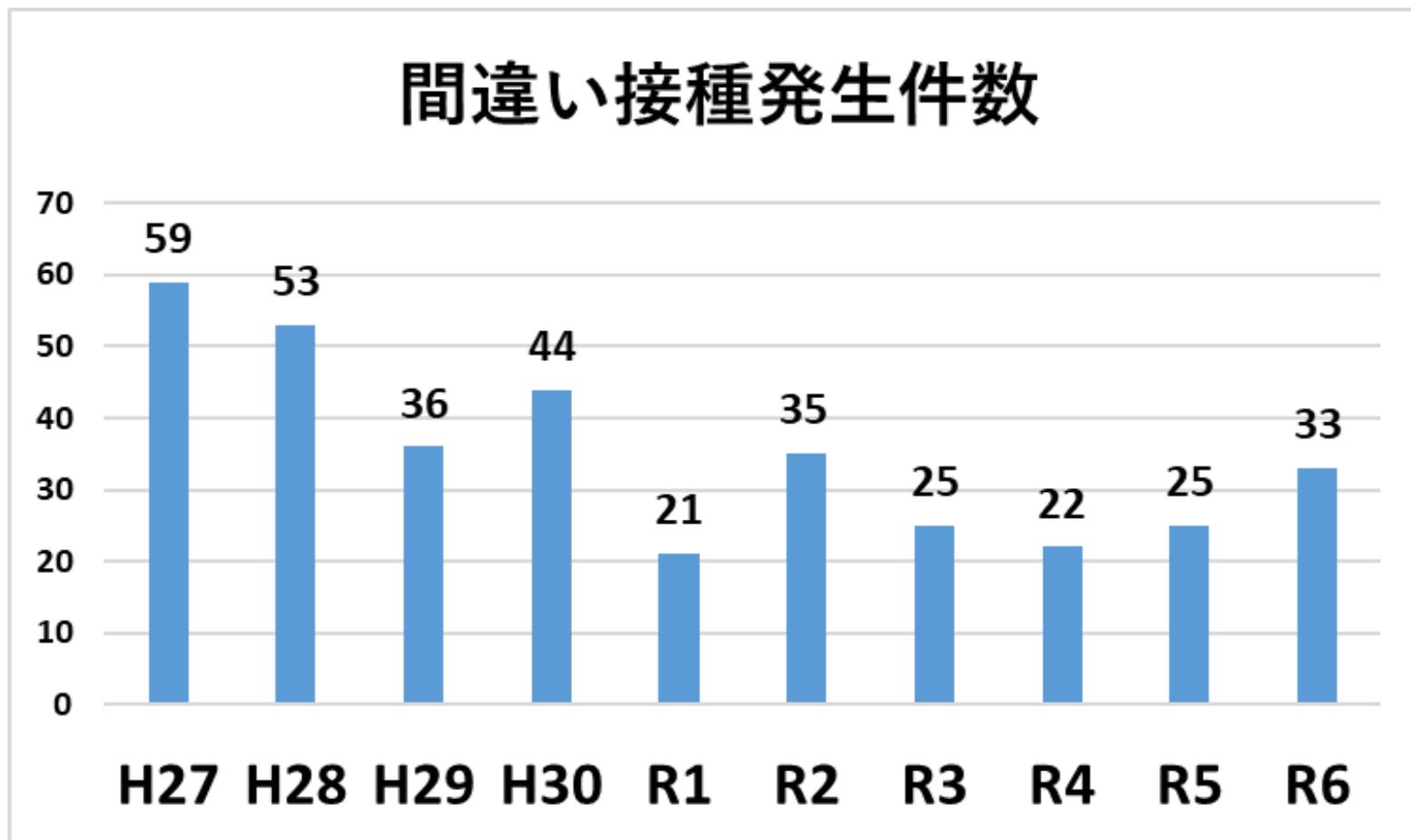


# 予防接種従事者研修会 参加率



R6は医師会に後援依頼

# 大津市内の間違い接種発生件数の推移



## 大津市造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成についての認定申請実績報告

## 1 認定者数 (人)

申請時代	R4	R5	R6	R7 (6月末現在)	合計
10歳以下		1	2	2	5
10代	2		1		3
20代		1			1
30代	1				1
40代		2			2
50代		1			1
合計	3	5	3	2	13

※滋賀県の「定期予防接種再接種支援事業費補助金交付」の対象者は20歳未満

## 2 周知方法

市ホームページ、広報おおつ、大津市公式LINE、おおつ子育てアプリとも☆育で情報配信  
近隣医療機関（26か所）にチラシ（別添）を送付。

	医療機関名	備考
1	大阪公立大学医学部附属病院	造血幹細胞移植拠点病院
2	大阪母子医療センター	近隣の造血幹細胞移植地域拠点病院
3	大阪国際がんセンター	
4	大阪市立総合医療センター	
5	京都府立医科大学附属病院	
6	京都大学医学部附属病院	
7	滋賀医科大学医学部附属病院	
8	大津赤十字病院	
9	市立大津市民病院	
10	為我井医院	
11	社会医療法人誠光会 淡海医療センター	
12	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	
13	滋賀県立総合病院	
14	公立甲賀病院	
15	甲賀市立信楽中央病院	
16	公益財団法人 豊郷病院	
17	近江八幡市立総合医療センター	
18	市立長浜病院	
19	長浜赤十字病院	
20	きとうクリニック	
21	東近江市蒲生医療センター	
22	彦根市立病院	
23	高島市民病院	
24	大津赤十字志賀病院	近隣の総合病院
25	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	
26	名古屋大学医学部附属病院	過去に申請のあった医療機関

## 大津市造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成

# 造血幹細胞移植を受けられたみなさまへ

大津市では造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）前に接種した定期予防接種の再接種費用を助成しています。

※再接種前に申請が必要です。

※申請には定期予防接種の履歴が確認できるものが必要です。（母子手帳の写し等）

【対象者】 次のすべてに当てはまる方

- (1) 再接種日時において大津市民の方      (2) 令和4年4月1日以降の再接種であること

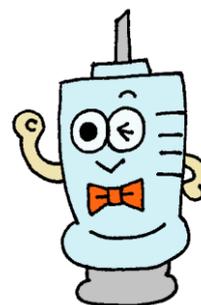
【助成の対象となる予防接種】

- (1) 造血幹細胞移植前に接種した定期予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めるもの  
 (2) 定期予防接種として接種したワクチン（ロタウイルスを除く）の再接種であること  
 ※ただし、再接種時点で五種混合及び四種混合は15歳未満、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満である方

【ワクチン再接種費用助成上限額（令和7年4月1日現在）】

予防接種の種類	上限額
ヒブ	7,915円
小児用肺炎球菌	11,159円
B型肝炎	5,613円
五種混合	19,376円
四種混合	10,389円
BCG	10,224円
麻しん・風しん混合	9,729円
水痘	8,024円
日本脳炎1期	6,649円
日本脳炎2期	6,028円
二種混合	4,048円
子宮頸がん予防(2価・4価)	15,653円
子宮頸がん予防(9価)	25,675円
ポリオ	9,069円
三種混合	4,790円
麻しん単独	6,154円
風しん単独	6,165円

申請に関するご相談  
や手続き方法について  
は下記までお問い合わせ  
ください。



【問合せ先】

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号

大津市保健所保健予防課 予防接種係 電話 077-526-6306



# 風しん抗体検査及び 予防接種の実施状況

## 1 対象者

滋賀県内に居住する次のいずれかに該当する方

### ① 妊娠を希望する女性

令和6年4月1日から5月31日までは①の女性の配偶者などの同居の方も対象

### ② 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の方

※ 過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方を除く。

## 2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# 令和6年度 滋賀県風しん抗体検査事業実施状況

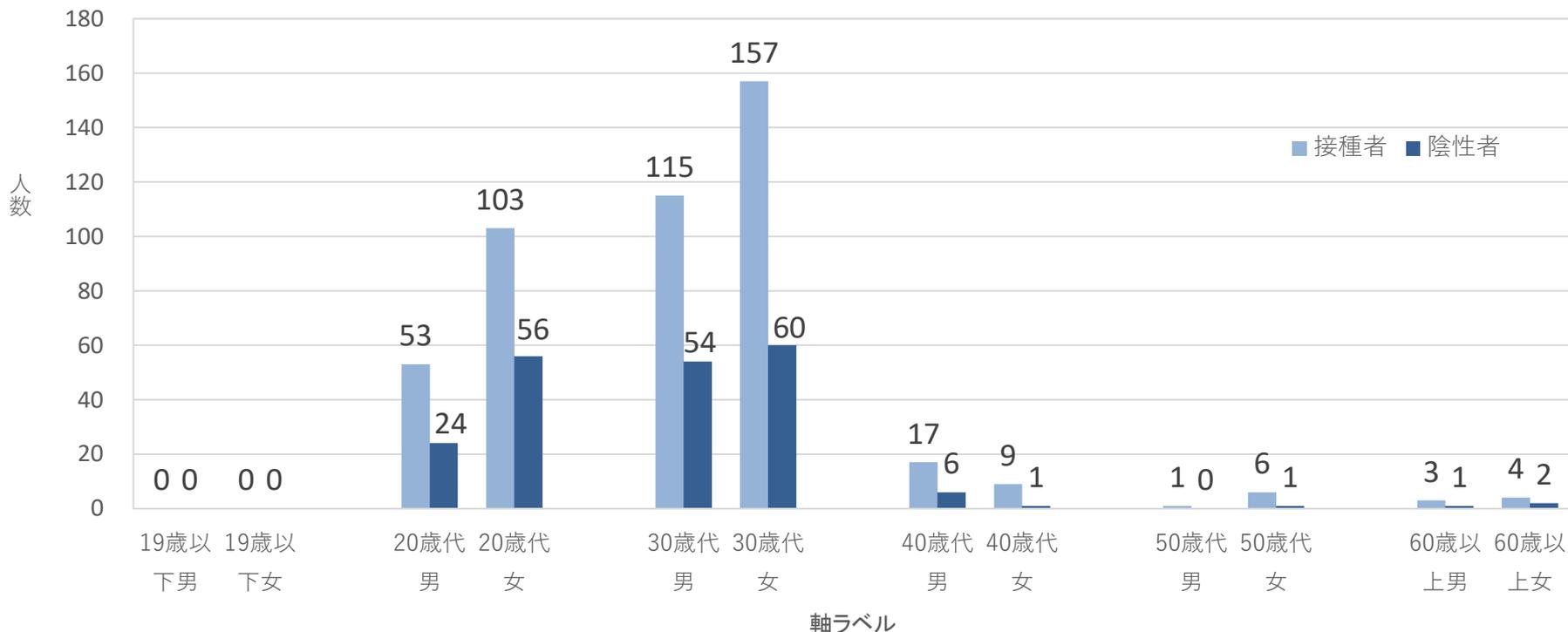
## 3 風しん抗体検査受診状況

単位:人

		検査法		年代別受検者状況												合計		
		EIA法	HI法	19歳以下		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		男	女	計
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
R3	受検者数	324	320	0	1	92	144	180	172	25	13	5	8	4	0	306	338	644
	うち陰性者数			0	0	36	54	72	62	7	3	2	3	1	0	118	122	240
	陰性率			0%	0%	39.1%	37.5%	40.0%	36.0%	28.0%	23.1%	40.0%	37.5%	25.0%	0%	38.6%	36.1%	37.3%
R4	受検者数	293	333	1	0	111	127	174	157	29	17	3	3	2	2	320	306	626
	うち陰性者数			1	0	55	63	74	59	10	2	1	2	0	0	141	126	267
	陰性率			100%	0%	49.5%	49.6%	42.5%	37.6%	34.5%	11.8%	33.3%	66.7%	0%	0%	44.1%	41.2%	42.7%
R5	受検者数	390	323	1	0	111	109	233	163	43	22	2	13	9	7	399	314	713
	うち陰性者数			0	0	52	48	93	63	15	3	1	3	1	2	162	119	281
	陰性率			0%	0%	46.8%	44.0%	39.9%	38.7%	34.9%	13.6%	50.0%	23.1%	11.1%	28.6%	40.6%	37.9%	39.4%
R6	受検者数	190	278	0	0	53	103	115	157	17	9	1	6	3	4	189	279	468
	うち陰性者数			0	0	24	56	54	60	6	1	0	1	1	2	85	120	205
	陰性率			0%	0%	45.3%	54.4%	47.0%	38.2%	35.3%	11.1%	0%	16.7%	33.3%	50.0%	45.0%	43.0%	43.8%

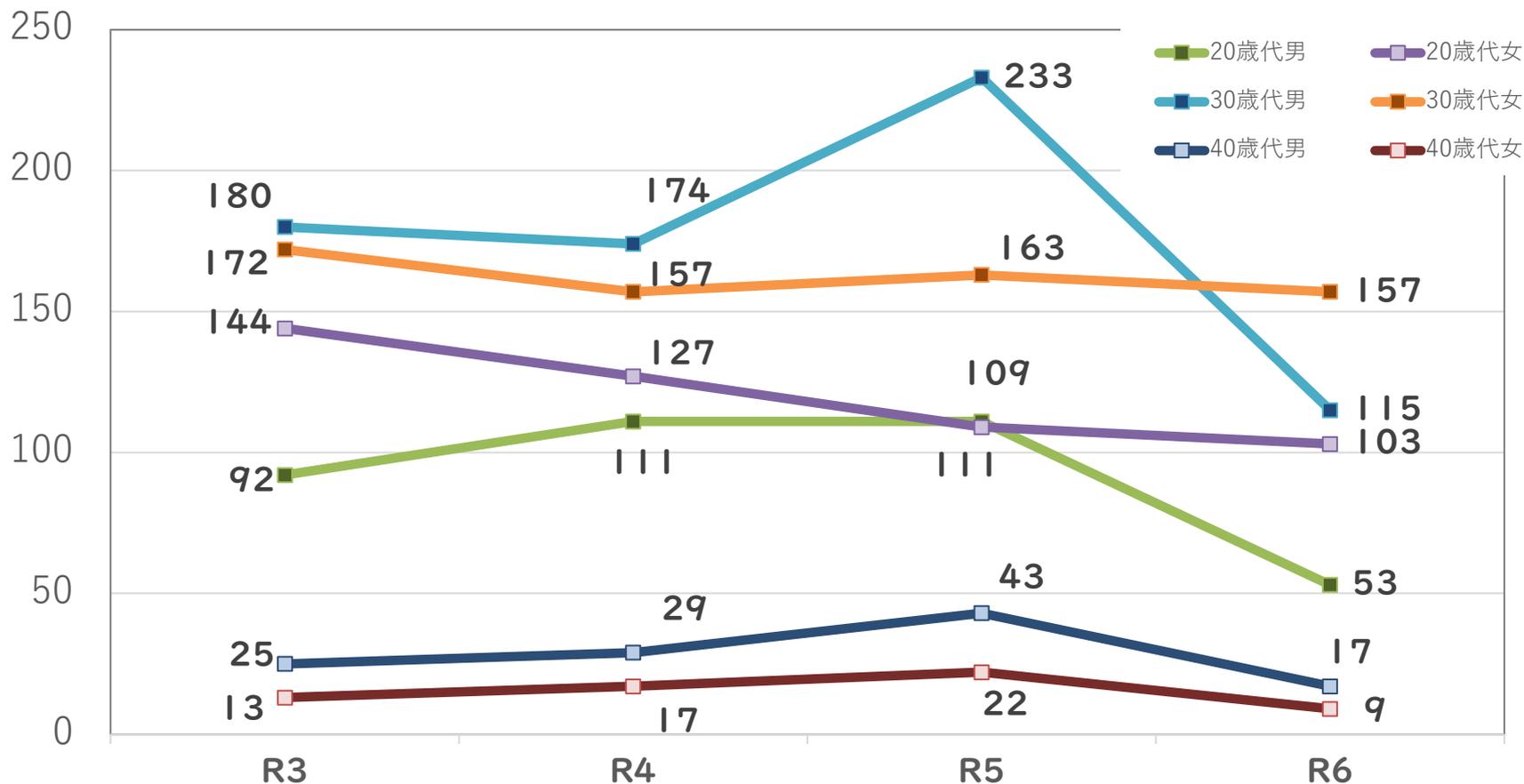
前年度と比べて20代、30代の女性の受検数はほぼ同数であったが、男性受検件数が約半数に減少した。

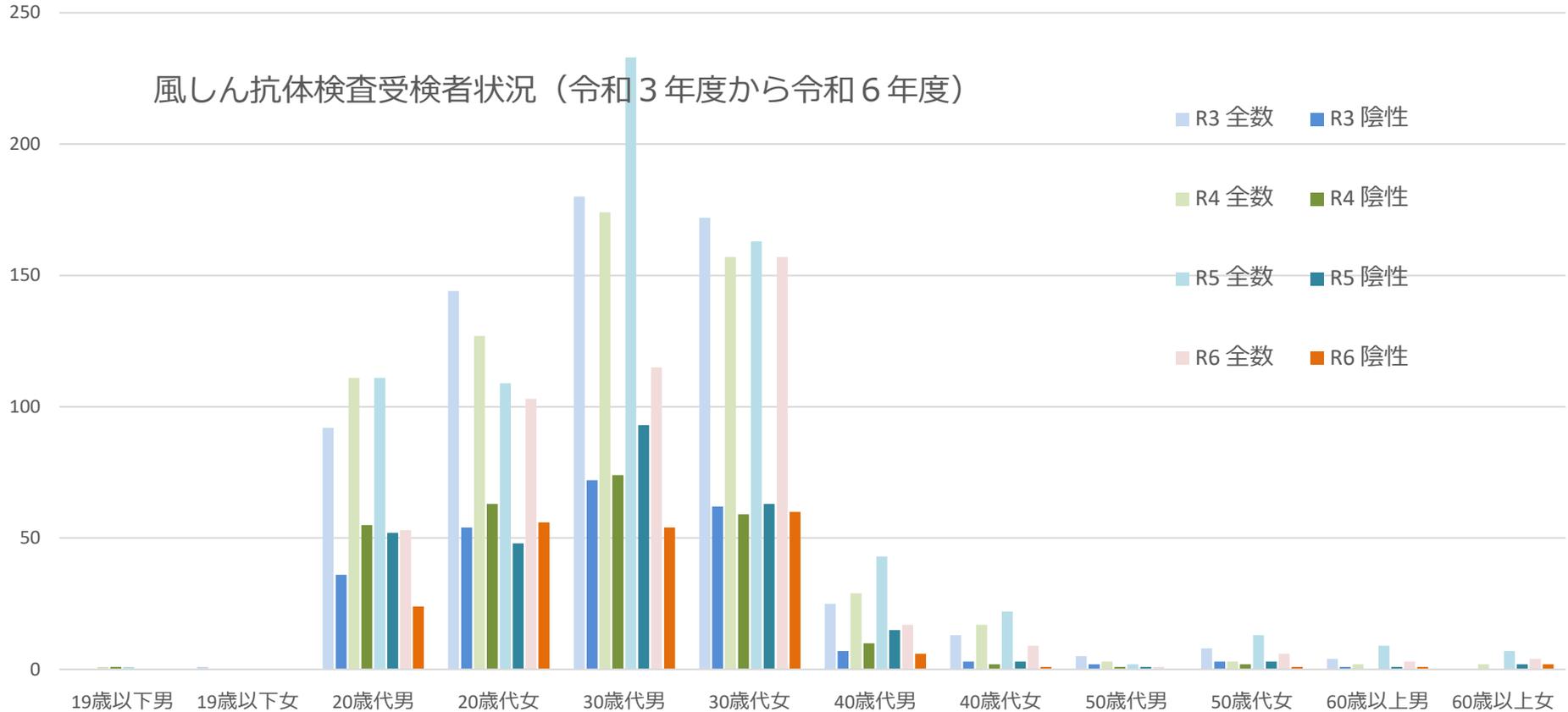
令和6年度 風しん抗体検査 年代・性別別受検者及び陰性者数



# 年度別滋賀県風しん抗体検査受検状況

## 風しん抗体検査 年代別受検者数の推移





滋賀県の実施要領の改定により対象者の変更があったため、男性の受検者数が降減少した。

## 1 対象者

風しん抗体価が低い大津市民で、次のいずれかに該当する方

- ① 妊娠を希望する女性
- ② ①の女性の配偶者などの同居の方
- ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の方

風しんの抗体価 HI法で16倍以下、EIA法でEIA価8.0未満又は国際単位30IU/ml未満

## 2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 助成額

接種費用の2分の1（上限 5千円）

## 4 風しん予防接種申請状況

前年度と比較して大きな変化は見られなかった。

# 20歳代・30歳代女性における滋賀県風しん抗体検査及び予防接種費用助成申請者数

単位：人

	R4	R5	R6
滋賀県風しん抗体検査陰性者数	120	109	116
風しん抗体検査事業で検査し、費用助成を申請した者	64	58	47

滋賀県風しん抗体検査陰性者数 | 検査日は4月1日から翌年3月31日までで算出。

風しん費用助成申請者数 | 接種日は4月1日から翌年3月31日までで算出。

申請期間 | 令和4年度：令和4年4月1日から令和6年3月30日まで

令和5年度：令和5年4月1日から令和7年3月30日まで

令和6年度：令和6年4月1日から令和7年6月1日まで

# 追加的風しん対策 抗体検査・予防接種実施状況

## 追加的風しん抗体検査・予防接種実施状況

単位:件

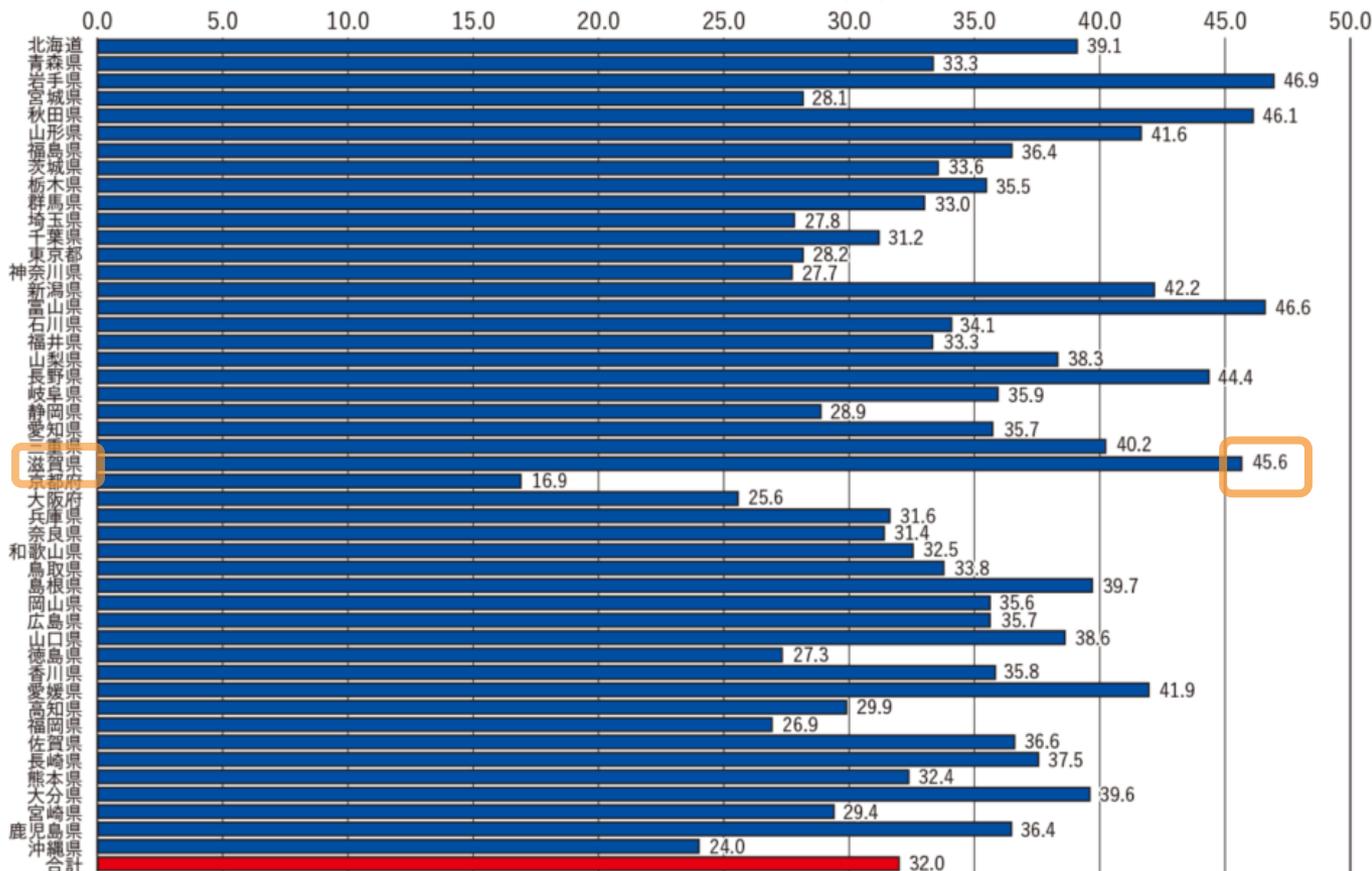
年度	抗体検査		予防接種 件数	検査番号						検査方法							判定結果		
	件数	受検率		健診 HI法等	健診 EIA法等	医療機関 平日 HI法等	医療機関 平日 EIA法等	医療機関 夜間 HI法等	医療機関 夜間 EIA法等	HI法	EIA法	ELFA法	LTI法	CLEIA法	FIA法	CLIA法	陰性 (対象)	陽性 (非対象)	抗体率
R元	3,722	21.2%	829	116	1,205	662	1,455	98	186	875	2,533	0	1	292	21	1,032	2,690	72.3%	
R2	7,258	19.3%	1,476	176	2,918	1,105	2,543	146	370	1,426	5,029	0	1	762	39	1,832	5,426	74.8%	
R3	4,223	13.9%	834	82	1,299	789	1,736	111	206	981	2,822	0	1	408	11	1,022	3,201	75.8%	
R4	901	3.4%	176	32	253	185	373	24	34	241	590	0	0	60	1	207	692	76.8%	
R5	801	3.1%	162	17	197	143	380	21	43	181	568	0	0	46	3	185	616	76.9%	
R6	1,267	5.1%	263	23	246	268	629	33	68	324	870	0	0	50	4	304	963	76.0%	
計	18,172		3,740	446	6,118	3,152	7,116	433	907	4,028	12,430	0	3	1,618	79	4,582	13,588	74.8%	

クーポン発送

令和元年度	17,554 通	令和4年度	26,479 通
令和2年度	37,531 通	令和5年度	24,722 通
令和3年度	30,380 通	令和6年度	24,987 通

# 追加的風しん対策 抗体検査・予防接種実施状況

抗体検査実施者割合 (%)



JIHS 国立健康危機管理研究機構  
Japan Institute for Health Security 感染症情報提供サイト

風しん含有ワクチンの第1期・第2期・第5期定期予防接種の実施状況

(IASR Vol. 46 p77-79: 2025年4月号)

より抜粋

第5期(1962年4月2日～1979年4月1日生まれの男性):対象者数(は2019年度開始時点で15,374,162人であった。うち2024年11月までに抗体検査を受けた人が4,983,020人(対象人口の32.4%),予防接種を受けた人が1,072,450人(対象人口の7.0%)であった。各都道府県別のクーポン券使用抗体検査実施者割合を図3に示す。

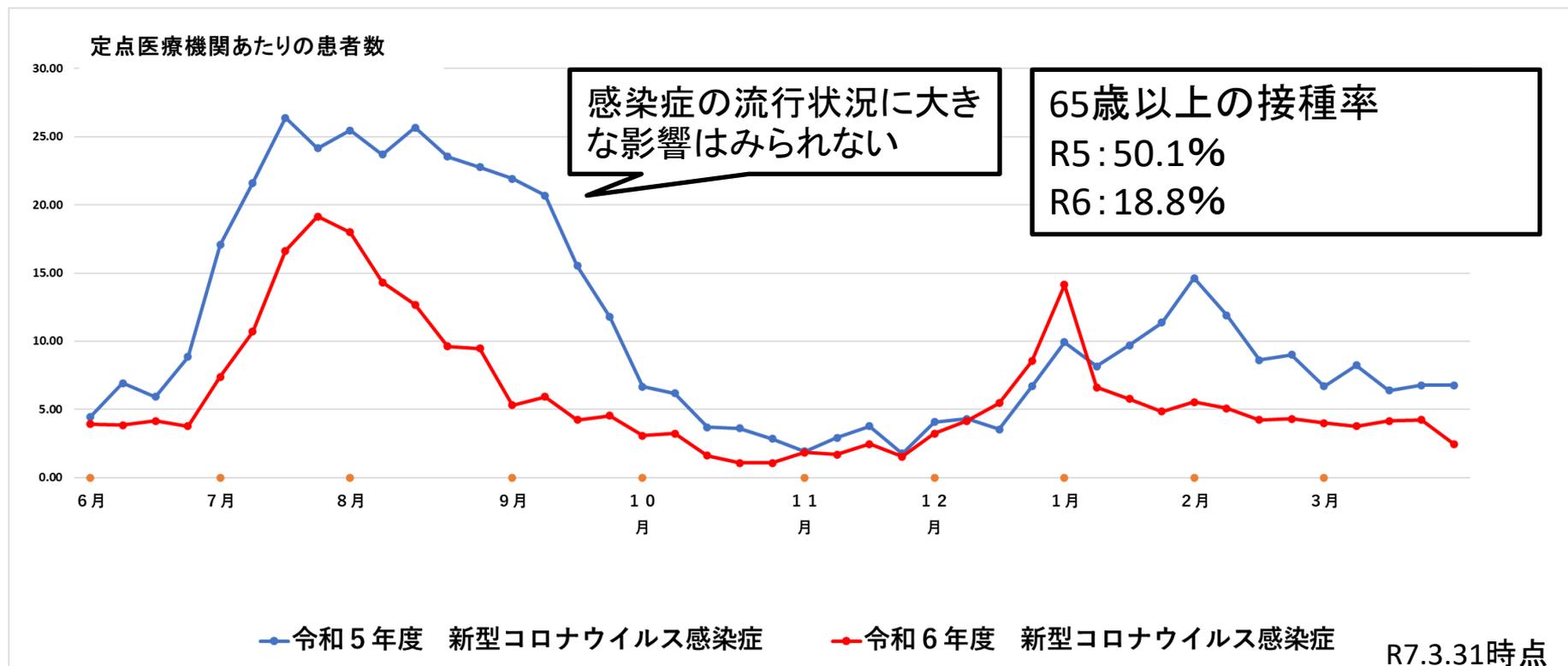
注:本グラフには自治体枠として抗体検査を実施した66,307人は含まれない。クーポン券使用請求1,245,330人(2019年度)、1,769,990人(2020年度)、847,962人(2021年度)、531,596人(2022年度)、291,498人(2023年度)、230,337人(2024年度)

図3. 各都道府県別のクーポン券を用いた風しん第5期抗体検査実施者割合 (2024年11月まで)

# 新型コロナウイルスワクチン 接種について

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

## 新型コロナウイルス感染症の流行状況について



# 新型コロナウイルスワクチン接種について

## 令和7年度の自己負担額の変更

令和7年度より自己負担額を増額予定（国の助成がなくなるため）

	自己負担額
令和6年度	2,100円
令和7年度	4,500円

接種対象者…65歳以上の者、  
60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器機能の障害、又はヒト  
免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、身体障害  
者手帳1級を持っている大津市民

接種時期 …令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

接種回数 …1回

# 大津市新型インフルエンザ等対策に係る 住民接種実施計画（素案）

令和7年7月30日

# 1 本計画の根拠・位置づけ

## 1 根拠法令及び計画等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に基づく  
 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第27条の2
- ・ 予防接種法第6条第3項

## 2 位置づけ

令和7年度改定予定の「大津市新型インフルエンザ等対策行動計画」の  
ワクチンの項を補完するもの

## 3 策定の目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護するための  
緊急かつ可能な限り多くの国民へのワクチン接種が、円滑に実施できるよう、

- ・ 集団接種の会場及び従事者
- ・ 市民への周知方法
- ・ 人権への配慮

等について、あらかじめ準備しておくこと。

# 2 素案の構成

<p>第1 法律上の位置づけ及び本市新型インフルエンザ等対策行動計画との関連</p>	<p>第3 広報・相談体制</p>
<p>第2 接種体制</p>	<p>1 住民への周知          (1) 接種情報の周知          (2) 未接種者への配慮          2 接種の通知</p>
<p>1 住民接種の定義等          2 住民接種の接種対象者          (1) 接種対象者の範囲          (2) 接種対象者の分類          (3) 接種要注意者          (4) 対象者数の試算</p>	<p>第4 接種情報の管理・報告</p>
<p>3 住民接種の体制          (1) <b>集団接種</b>          (2) <b>個別接種・高齢者施設での接種</b>          (3) 予約体制          4 対象者別の接種体制          (1) 接種体制          (2) 接種スケジュール          5 インフォームド・コンセント          (1) 予診          (2) 16歳未満の対象者にかかる接種          6 接種にあたっての留意点          (1) 接種前          (2) 接種時          (3) 接種後</p>	<p>第5 ワクチンの確保</p> <p>1 接種対象者数の登録          2 ワクチン納付先の登録、卸業者の決定          3 卸業者との協定の締結          4 情報の共有体制          5 供給の体制</p>

# 3 本市の接種体制

## (1) 集団接種

- ① 集団接種会場の確保
  - ・ 集団接種会場予定施設等と協定を締結
- ② 集団接種会場の人員確保
  - ・ 医師会や病院等と協定を締結
  - ・ 会場運営の委託
  - ・ 委託契約締結までの間は運営職員として市職員の動員を想定
- ③ 集団接種会場の運営・人員配置
  - ・ 接種対象者数、予診実施場所、接種実施場所等に必要職種、人員を踏まえた運営と人員配置
  - ・ 災害発生時の対応
- ④ 接種用具・ワクチンの保存管理
  - ・ 集団接種に必要と想定される物品の準備
  - ・ アナフィラキシー等の発生に対応するための薬品の準備
  - ・ 希釈充填前、希釈充填後、接種後のワクチンの管理
- ⑤ 緊急時の対応
  - ・ 事前に近隣医療機関や消防局と対応について調整

## (2) 個別接種（高齢者施設での接種を含む）

- ・ ワクチンの安定した供給体制が整い次第開始
- ・ 市内の医療機関と委託契約
- ・ 施設で接種を実施する医療機関がワクチンを確保して接種を実施

## 4 集団接種に関する記載内容（案）

### (1) 集団接種の対象者について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 予防接種に関するガイドラインにおける接種対象者の4群		本計画記載案
①医学的ハイリスク者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者</li> <li>・妊婦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦はかかりつけ医での個別接種</li> <li>・基礎疾患等により、予防接種に対して注意を要すると医師が認める者は個別接種</li> </ul>
②小児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳以上16歳未満</li> <li>・1歳未満の小児の保護者</li> <li>・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者</li> </ul>	集団接種・個別接種
③成人・若年者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する市民のうち①②④に分類されない者</li> </ul>	集団接種・個別接種
④高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> </ul>	集団接種・個別接種

## 4 集団接種に関する記載内容（案）

### (2) 集団接種に係る人員確保のための協定について

#### 協定相手方

大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会

市内病院

### (3) 接種会場の選定方法について

#### 本計画記載案

以下の条件を満たす会場を選定

- ・ 階段利用の必要がなく、1フロアで対応できる。
- ・ 駐車場を保有している。
- ・ 空調設備がある。（接種者の体調管理のため）

## 4 集団接種に関する記載内容（案）

### （4）警報発令時の集団接種中止の基準について

#### 本計画記載案

原則、県内に暴風を含む警報が発表されている場合は中止、また大津市北部又は南部に特別警報が発表されている場合は当該地域については中止

<判断時間>

午前 7時時点で、午前の接種中止の判断

午前11時時点で、午後の接種中止の判断

夏期の実施においては、来場者の安全確保のため、予約時に熱中症予防に対する注意喚起を実施

大津市新型インフルエンザ等対策に係る  
住民接種実施計画（素案）

令和8年〇月

大 津 市

# 目次

第1 住民接種実施計画の法律上の位置づけ及び大津市新型インフルエンザ等 対策行動計画との関連	4
第2 接種体制	5
1 住民接種の定義等	5
2 住民接種の接種対象者	5
(1) 接種対象者の範囲	5
(2) 接種対象者の分類	5
(3) 対象者数の試算	6
(4) 接種要注意者	7
3 住民接種の体制	7
(1) 集団接種	7
(2) 個別接種・高齢者施設での接種	12
(3) 予約体制	12
4 対象者別の接種体制	13
(1) 接種体制	13
(2) 接種スケジュール	15
5 インフォームド・コンセント	15
(1) 予診	15
(2) 16歳未満の対象者にかかる接種	16
6 接種にあたっての留意点	16
(1) 接種前	16
(2) 接種時	16
(3) 接種後	17

第3 広報・相談体制 .....	18
1 住民への周知 .....	18
(1) 接種情報の周知 .....	18
(2) 未接種者への配慮 .....	18
2 接種の通知 .....	18
第4 接種情報の管理・報告 .....	19
第5 ワクチンの確保 .....	20
1 接種対象者数の登録 .....	20
2 ワクチン納付先の登録、卸業者の決定 .....	20
3 卸業者との協定の締結 .....	20
4 情報の共有体制 .....	20
5 供給の体制 .....	21

1 第1 住民接種実施計画の法律上の位置づけ及び大津市新型インフ

2 ルエンザ等対策行動計画との関連

3

4 新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活  
5 及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする新型インフルエンザ  
6 等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が平成25年4月に施行され、新型インフル  
7 エンザ等発生時には市町村は速やかに住民に対する予防接種を実施する旨が規定された。

8 その後の新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、令和4年12月9日に特措法及  
9 び予防接種法が改正され、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被  
10 害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必  
11 要があると認めるときは、特措法第27条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣は都道  
12 府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し予防接種法第6条第3項の規  
13 定に基づく臨時の予防接種（以下、「住民接種」という。）の実施を指示し、都道府県知事又  
14 は市町村長は住民接種を実施することとされた。

15 また、国が新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ令和6年7月に改定した「新型イン  
16 フルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）において、新型インフ  
17 ルエンザ等発生時には市町村は特措法に基づく予防接種等を迅速に実現するための準備を  
18 行うことが示されたことを受け、この度改定する「大津市新型インフルエンザ等対策行動計  
19 画」（以下、「本市行動計画」という。）におけるワクチンの項を補完する本市の住民接種実  
20 施計画を策定し、住民接種の円滑な実施に向け、接種体制等について整備するものである。

21

## 1 第2 接種体制

### 2 1 住民接種の定義等

3 住民接種とは、特措法第27条の2第1項及び予防接種法第6条第3項の規定に基づ  
4 き都道府県又は市町村が実施する臨時の予防接種をいう。

5 この予防接種については、市町村長には予防接種法第8条の接種勧奨の規定が適用さ  
6 れるとともに、住民接種の対象者には同法第9条の努力義務の規定が適用される。

7 住民接種を行うために要する費用の負担については、予防接種法第27条第2項の規  
8 定に基づき、国が設定したその費用の全額を国が負担することとなっている。

9

10

11

### 12 2 住民接種の接種対象者

#### 13 (1) 接種対象者の範囲

14 住民接種の接種対象者は、原則として、本市の住民基本台帳に記載のある全ての方  
15 (在留外国人を含む。)とする。

16 ただし、以下に掲げる方については、本市の住民基本台帳に登録されていないため、  
17 新型インフルエンザ等発生から住民接種が実施されるまでに、当該接種対象者又は保  
18 護者等が本市に対して接種を希望する旨の申請を行った場合は、本市での接種を実施  
19 する。

20 ア 長期入院・入所者

21 イ 里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児

22 ウ その他市長が認める者

23 単身赴任者や大学生等で住民票を異動せず、本市の住民基本台帳に登録がない方が  
24 本市での接種を希望する場合は、ワクチンの供給状況や接種の進捗状況、接種を行う医  
25 療従事者の確保状況、居住の状況、公衆衛生的観点から、本市での接種対象とするか否  
26 かについて市長が判断することとする。

27

#### 28 (2) 接種対象者の分類

29 令和6年8月30日付内閣感染症危機管理統括庁改定「新型インフルエンザ等対策政  
30 府行動計画ガイドライン」の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（以下、  
31 「ガイドライン」という。）では、接種対象者をア 医学的ハイリスク者、イ 小児、ウ  
32 成人・若者、エ 高齢者の4群に分類されている。なお、接種順位については、新型イ  
33 ンフルエンザ等発生時の状況に応じて国が示すこととなっている。

1 ア 医学的ハイリスク者

2 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する方等、発症することにより重症化するリスク  
3 が高いと考えられる方であり、基礎疾患を有する方と妊婦が該当する。基礎疾患を有  
4 する方とは、基礎疾患により入院中又は通院中の方で、平成21年に取りまとめられ  
5 た「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患基準 手引き」や  
6 令和2年に策定された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する  
7 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等の性質等を踏まえた上で、新型イ  
8 ンフルエンザ等の発生時に国が基準を示す。

9 イ 小児（1歳以上16歳未満）

10 小児に分類される方には、国から接種対象年齢が示されるまで接種対象とならな  
11 い1歳未満の乳児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の  
12 保護者も含まれる。

13 ウ 成人・若年者

14 市内に居住する16歳以上65歳未満の方のうち ① 医学的ハイリスク者、② 小  
15 児の群に分類されない方が該当する。

16 エ 高齢者

17 高齢者には、新型インフルエンザ等に罹患することによって重症化するリスクが  
18 高いと考えられる65歳以上の方が該当する。

19 表1 ガイドラインにおける接種対象者の4群

ア 医学的ハイリスク者	・基礎疾患を有する方 ・妊婦
イ 小児	・1歳以上16歳未満の方 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
ウ 成人・若年者	16歳以上65歳未満かつア 医学的ハイリスク者、イ 小児に分 類されない方
エ 高齢者	・65歳以上の方

20 (3) 対象者数の試算

21 本市行動計画の準備期に対象者をア 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊  
22 婦）、イ 小児、ウ 成人・若年者、エ 高齢者の4群毎に国勢調査に基づき5年に1回試  
23 算を行う。試算方法については、表2のとおり。  
24  
25

表2 接種対象者の試算方法の考え方（ガイドラインより）

		住民接種対象者試算方法	備考
A	総人口数	人口統計（総人口）	
B	基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	
C	妊婦	母子健康手帳届出数	国勢調査年度内の発行総数
D	幼児	人口統計（1-6歳未満）	
E1	乳児	人口統計（1歳未満児）	
E2	乳児保護者	人口統計（1歳未満児）×2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
F	小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	
G	高齢者	人口統計（65歳以上）	
H	成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満児）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(4) 接種要注意者

以下のアからオに該当する方については、被接種者の健康状態及び体質等を勘案し、接種を行うことが可能か否かを判断できるよう、接種前後の対象者からの相談に応じて、かかりつけ医、予防接種センター等の専門性の高い医療機関を紹介する。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方

イ 予防接種後2日以内に発熱がみられたことがある方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方

ウ 過去にけいれんの既往歴がある方

エ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方

3 住民接種の体制

(1) 集団接種

ア 集団接種会場の確保

1 多くの接種対象者が接種会場に集まることが想定されるため、円滑に実施できるよう、  
2 階段利用の必要がなく1フロアで対応できること、駐車場を保有していること及び接種  
3 対象者の体調管理のため空調設備を有していることを満たす施設で実施する。

#### 4 5 イ 集団接種会場確保に係る事業者との協定等の締結

6 政府行動計画において、国は市区町村又は都道府県に対し、構築した接種体制に基づき、  
7 接種を行うことを求めていることから、集団接種会場及び移動手段の確保に係る民間事  
8 業者等との間で協定を締結し、迅速な接種体制の構築に合意を得よう努める。

#### 9 10 ウ 集団接種会場の人員の確保

11 接種対象者数等を踏まえ、必要な役割や職種、人数等について整理し、迅速な接種体制  
12 の構築を図るため、あらかじめ病院や医師会等と協定を締結する。なお、新型インフルエ  
13 ンザ等の発生時には、通常の患者に加え、新型インフルエンザ等の患者への対応も必要と  
14 なるだけでなく、医療従事者の罹患等による医療機関の人員不足が懸念される状況につ  
15 いても想定しておく。

16 また、集団接種会場の受付等、医療資格を要しない運営業務については早期での外部委  
17 託を検討するが、迅速な接種体制を構築するため、市職員を集団接種会場の運営職員とし  
18 て動員することも想定し、新型インフルエンザ等発生後は早期に人事課と協議すること  
19 とする。

#### 20 21 エ 集団接種会場の運営・人員配置

22 集団接種会場には、接種対象者の他、受付、待合、予診、接種、経過観察、応急処置に  
23 必要な場所等及びそれらに必要な役割や職種、人員等を踏まえ人員配置を行う(表3、4)。  
24 なお、表3、4については、令和3年2月から令和6年3月まで実施した新型コロナワク  
25 チン特例臨時接種(以下「新型コロナワクチン特例臨時接種」という。)における住民集  
26 団接種の実施体制を参考に、各業務に必要な職種を配置した班構成及び標準所要時間を  
27 示した。

28 予診、接種、応急処置を行う場所においては、被接種者のプライバシーに十分配慮する。  
29 また、集団接種会場の入り口から接種実施場所までの導線については、接種を受けた方と  
30 接種を受けていない方が重ならないよう考慮する。

31 ワクチン接種後の経過観察等で、アナフィラキシーや迷走神経反射等の体調不良に対  
32 応するため、集団接種会場には救急バッグやアドレナリン製剤等の薬液、酸素ボンベ等を  
33 備えた救護スペースを設置する。

34 緊急時には令和3年4月策定の「大津市集団接種緊急時対応マニュアル」に従って対応  
35 する。

1 表3 基本的な班構成例（対象者450人あたり）

業務	人数	医療従事者				事務員
		医師	歯科医師	看護師	薬剤師	市職員等
待合	1人					○
受付	3人					○
予診票確認	2人					○
予診	2人	○				
意思確認	2人					○
接種	2人	○	○	○		
接種（補助）	2人			○		
接種済証交付	2人					○
経過観察	1人			○		
経過観察（補助）	1人					○
ワクチン充填	4人			○	○	
会場責任者	1人					○
合計	23人 （内訳）医師2人、看護師等5人、薬剤師等4人、事務員11人、会場責任者1人					

2 ※ ○は各業務において対応可能な職種

3

4 表4 集団接種の基本的な流れ

	業務名	作業	標準所要時間
1	受付前の確認	接種対象者の整理、必要書類の案内	45秒
2	受付	本人確認、接種券の受付	1分30秒
3	予診票確認	予診票の記載漏れ等の確認	
4	予診	接種可否の判断、経過観察時間の決定	1分10秒
5	意思確認	接種に係る最終の意思確認	20秒
6	接種	接種	1分20秒
7	接種済証交付	接種済証交付、経過観察時間の告知	1分30秒
8	経過観察	経過観察、体調不良者の対応	15分 (30分)
合計			約22分 (約37分)
※ ( )は30分の経過観察を要する場合			

5

6

1 オ 気象警報発令時の対応

2 県内に暴風を含む警報が発表されている場合は集団接種を中止とする。また、大津市北  
3 部又は大津市南部に特別警報が発表されている場合は当該地域については集団接種を中  
4 止する。判断時間は以下のとおりとする。

5 ・午前 7 時時点で上記の警報及び特別警報が発表されている場合、午前の接種を中止  
6 する。

7 ・午前 11 時時点で上記の警報及び特別警報が発表されている場合、午後の接種を中止  
8 する。

9 中止の判断をした場合、ホームページ等に掲載するとともに、接種会場には市担当者が  
10 待機する。

11 集団接種実施中に、接種中止の判断をした場合は、接種会場の来場者に案内の上、集団  
12 接種を中止する。

13 また、夏期の実施においては、来場者の安全が確保できるよう、予約時に熱中症予防に  
14 対する注意喚起を行う。

15  
16 カ 接種用具・ワクチンの保管

17 (ア) 接種用具

18 接種用具等は（注射針、注射器、体温計等多数必要とするもの）は、滋賀県や卸業者  
19 と調整し、市が確保する（表 5）。接種を実施する場合は以下のことに留意する。

20 ①ワクチンが無駄とならないように、供給されるバイアルに応じた接種体制・接種方法  
21 を検討する。

22 ②発症者が来場することも想定し、受付で体温等の確認を徹底する。

23 ③ワクチン接種後の経過観察等でアナフィラキシーなどの即時性全身反応等の発生に  
24 対応するため、アドレナリン等の必要な薬品及び用具を備える。

1 表5 集団接種において必要と想定される物品

<b>【準備品】</b>	<b>【医師・看護師用物品】</b>
<input type="checkbox"/> 消毒綿（アルコール、ノンアルコール） <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 注射針、注射器 <input type="checkbox"/> バイアルホルダー <input type="checkbox"/> ショットパッチ <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 体温計（接触型・非接触型） <input type="checkbox"/> 温度計 <input type="checkbox"/> 医療用廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 車いす	<input type="checkbox"/> サージカルマスク、微粒子対応マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）（ニトリル、プラスチック） <input type="checkbox"/> フェイスシールド、ゴーグル <input type="checkbox"/> サージカルガウン <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b>
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 蛍光ペン <input type="checkbox"/> サインペン <input type="checkbox"/> ペン立て <input type="checkbox"/> 各種印（日付印、接種会場印、医療機関コード印、経過観察時間印、市外印） <input type="checkbox"/> スタンプ台、朱肉 <input type="checkbox"/> 付箋（大、中） <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> パソコン（予約受付用、時計表示用） <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 老眼鏡 <input type="checkbox"/> 卓上時計 <input type="checkbox"/> ゴミ袋
<b>【救急用品】</b>	
<input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品（駆血帯、留置針） <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 <input type="checkbox"/> 点滴ホルダー <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 救急蘇生セット（バッグバルブマスク、エアウェイ、手動式吸引器） <input type="checkbox"/> 気管挿管セット（喉頭鏡、挿管チューブ、スタイレット、注射器、バイトブロック、固定用テープ） <input type="checkbox"/> ケガ用救急セット <input type="checkbox"/> ベッド、ベッドシート、枕、枕カバー	<b>【会場設営】</b>
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> アクリル板 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫、保冷バッグ、保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

2  
3  
4

1 (イ) ワクチンの保存管理

2 ① 希釈・充填前のワクチンの保存管理

3 集団接種会場には冷蔵庫等のワクチン貯蔵設備を設置し、必ずワクチンの添付  
4 文書に表示の温度帯で保存管理する。集団接種会場には予備電源等の設備が無い  
5 ことが想定されることから、当日・次回使用分のワクチンを保存管理するにとどめ、  
6 停電等の不測の事態が起こった場合にワクチンの破損が最小限度になるよう考慮  
7 する。

8  
9 ② 希釈・充填後のワクチンの保存管理

10 希釈・充填後のワクチンは、ワクチンの添付文書に表示の温度帯で保存管理でき  
11 るよう、保冷バッグ等の使用、接種会場の空調の管理を行う。

12 また、ワクチンは大きな単位のバイアルで供給されることも想定されることか  
13 ら、未開封・開封済のバイアルが混在しないよう配慮する。

14  
15 ③ 接種後のワクチンの管理

16 当日接種会場で使用予定の全てのワクチンを希釈・充填後、ワクチンの余剰が出  
17 た場合は感染性廃棄物容器に入れて廃棄する。

18 また、接種後の針・シリンジについては、針刺し事故等防止のため、接種実施場  
19 所に感染性廃棄物容器を置き、接種後すぐに廃棄できるようにする。

20  
21 (2) 個別接種・高齢者施設での接種（以下「施設接種」という。）

22 個別接種・施設接種の実施は、ワクチンの安定した供給体制が整い次第開始する。医  
23 師会、市内医療機関と委託契約を締結し、市内における個別接種・施設接種の体制を整  
24 備する。

25 なお、施設接種の実施においては、当該施設で接種を実施する医療機関がワクチンを  
26 確保するものとし、限られたワクチンを適切に保存管理する必要があることから、施設  
27 等に直接ワクチンの配送は行わない。

28  
29 (3) 予約体制

30 集団接種の予約については、大津市電子申請サービス等を活用し、WEB予約できる  
31 予約受付システムを整備するほか、必要に応じてコールセンターで電話受付を行う。ま  
32 た、接種対象者が65歳以上の高齢者の場合等においては、市内の支所等に予約支援窓  
33 口を設置するなど、柔軟に対応するものとする。

34 コールセンターは委託による運営を想定し、委託先と連携が取りやすいよう、設置場  
35 所を考慮する。また、委託業者による業務が適切に行われているか確認する。

36 個別接種の予約については、原則、接種を実施する医療機関において予約受付を行う

1 ものとするが、接種対象者からの予約等の問合せが殺到し、通常診療に影響が及ぶ場合  
2 には、市が管理するWEB予約システムを活用することも想定しておく。

3 施設接種では、施設と提携医療機関の間で接種人数や接種の日程等の調整を直接行  
4 うものとする。

#### 8 4 対象者別の接種体制

##### 9 (1) 接種体制

10 住民接種に必要なワクチンの供給については、製造から流通までに一定の期間を要  
11 するため、政府行動計画における準備期に、国において新型インフルエンザ等の発生後  
12 の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方が整  
13 理され、それを踏まえて政府対策本部で決定される。

14 個別接種・施設接種の実施においては、ワクチンの安定した供給体制が整うことが必  
15 要であるため、原則、住民接種は集団接種から行うものとする。

16 また、妊婦等の接種については、安全性等の観点から集団接種は実施せず、かかりつ  
17 け医等で個別接種を行うものとする。

18 接種体制については、表6の住民接種の想定及び新型コロナワクチン特例臨時接種  
19 の実績をもとに、表7の必要な接種実施回数、表8の集団接種における必要人員を試算  
20 した。接種時期や接種会場によって、接種希望者数や接種可能数の変動があることが想  
21 定されるため、必要な接種実施回数は総接種回数を上回るよう備える。

1 表6 住民接種の想定

接種回数・接種間隔	2回（2回目は1回目接種から3週間後）	
接種人数 （令和2年度国勢調査人口）	345,070人	
総接種回数	690,140回	
実施期間	26週間（6か月）	
第1期	集団接種のみ	1週目～8週目（40日）
第2期	集団接種及び個別接種	9週目～26週目（90日）
稼働時間／日・稼働日数／週	6時間／日・5日／週	
1班における1時間あたりの 想定接種可能回数	75回（新型コロナ集団接種実績より）	
1班における1日あたりの 想定接種可能回数	450回	

2

3 表7 必要な接種実施回数

	班体制	会場数	接種回数／日	接種回数／週	総接種回数
第1期	1班	6	2,700	13,500	108,000
	2班	2	1,800	9,000	72,000
	小計				180,000
第2期	1班	6	2,700	13,500	243,000
	2班	2	1,800	9,000	162,000
	個別	140	1,500	7,500	135,000
	小計				540,000
合計					720,000

4 ※集団接種8か所、個別接種140か所で実施するものとして算出

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

1 表8 集団接種における必要人員

班体制	職種	計算方法	延べ人数
1 班体制 (6 会場)	医師	2 人 ×6 会場×130 日	1,560
	医師・歯科医師・看護師	2 人 ×6 会場×130 日	1,560
	看護師	3 人 ×6 会場×130 日	2,340
	薬剤師・看護師	4 人 ×6 会場×130 日	3,120
	事務員	11 人×6 会場×130 日	8,580
	会場責任者	1 人 ×6 会場×130 日	780
2 班体制 (2 会場)	医師	2 人 ×2 会場×130 日×2 班	1,040
	医師・歯科医師・看護師	2 人 ×2 会場×130 日×2 班	1,040
	看護師	3 人 ×2 会場×130 日×2 班	1,560
	薬剤師・看護師	4 人 ×2 会場×130 日×2 班	2,080
	事務員	11 人×2 会場×130 日×2 班	5,720
	会場責任者	1 人 ×2 会場×130 日	260
合計	医師		2,600
	医師・歯科医師・看護師		2,600
	看護師		3,900
	薬剤師・看護師		5,200
	事務員		14,300
	会場責任者		1,040

2 ※従事する業務は表3を参照

3

4 (2) 接種スケジュール

5 接種順位は、ワクチン接種による死亡や重症化を抑えるとともに経済や生活に及ぼ  
6 す長期的影響を考慮し、政府対策本部で決定されることから、それを基に接種スケジ  
7 ュールを決定する。特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診  
8 療や対応に直接従事する医療従事者等から接種を行う。

9

10

11

12 5 インフォームド・コンセント

13 (1) 予診

14 予診の際には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やま  
15 れに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、接種対象者及びその保護

1 者に丁寧に説明を行った上で、署名により同意を得ることとする。

2 なお、予診票については、新型インフルエンザ等発生時に国から全国共通のものが提  
3 示される。

#### 5 (2) 16歳未満の対象者にかかる接種

6 16歳未満の方（中学生に相当する年齢以下の方をいう。）のうち、中学生に相当する  
7 年齢の方については、接種対象者及びその保護者がワクチンの接種にかかる安全性や  
8 副反応等を十分に理解し同意することにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受  
9 けられるものとする。

10 なお、その場合は、当該接種対象者が持参した予診票の自署欄に、当該接種対象者の  
11 保護者の署名があることを確認した上で接種を行う。

12 また、接種に当たっては、接種対象者が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否  
13 かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に関する本人への問診及び診  
14 察等を実施した上で、必要に応じて保護者に確認するなどして接種への不適合要件の  
15 事実関係等を確認する。

### 19 6 接種にあたっての留意点

#### 20 (1) 接種前

21 被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が生じた際に、  
22 応急治療のための救急処置用品の準備を行うとともに、救急処置用品について適切な  
23 管理を行う。また、実際に重篤な副反応が生じた場合、発症者の治療や搬送に対応する  
24 ための体制をあらかじめ整備するとともに、地域の医療関係者や消防機関に事前に対  
25 応を依頼し、適切な連携体制を確保する。

#### 27 (2) 接種時

##### 28 ア 副反応発生時の対応

29 接種後にアナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が現れることがあるため、一  
30 定時間経過観察を行う。また転倒による怪我等を予防するために、背もたれのある椅子  
31 に坐位で待機するなどの対策をとる。

32 会場には、接種直後の副反応の発生時に対応するために必要な医薬品及び用具等を整  
33 えておく。

##### 35 イ 異なる種類のワクチンを用いた複数回接種について

1 複数回接種する場合には、原則として、同一種類のワクチンを接種する。なお、別途  
2 国からの通知があった場合にはこの限りではない。

3

4 (3) 接種後

5 国からは、あらかじめ接種後の副反応疑い報告書及び調査票の提出方法について通  
6 知されることとなっており、そのことを医療機関に周知するとともに、報告書及び調査  
7 票を接種を担当する医師へ配布し、集団接種会場へ常備する。

# 1 第3 広報・相談体制

## 2 1 住民への周知

### 3 (1) 接種情報の周知

4 接種スケジュール、接種会場、接種方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、  
5 相談窓口等について、広報おおつや市ホームページに掲載するとともに、SNS の活用  
6 や市内施設等へのチラシの配布により周知する。

7 また、情報の周知に当たっては、接種を受けるかどうか適切に判断できるよう、ワク  
8 チンの有効性・安全性や反応等の情報をできる限り分かりやすく伝えるよう努める。

9

### 10 (2) 未接種者への配慮

11 医学的な理由等により接種できない方もいるため、接種しないことによる差別等の  
12 不利益が生じないよう十分な配慮が必要であることを、市ホームページ等への掲載を  
13 通じて周知し市民の理解を求める。

14

15

16

## 17 2 接種の通知

18 接種勧奨については、マイナポータルアプリ等がインストールされた接種対象者のス  
19 マートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種  
20 券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう通知に努める。

## 1 第4 接種情報の管理・報告

- 2 接種記録は、国から示される予定のシステムに記録し管理する。また、個別接種及び施設
- 3 接種を実施する医療機関や担当医のうち、デジタル化に対応できていない機関からの接種
- 4 報告については、接種実施前までに報告方法及び書式を定め周知する。

## 1 第5 ワクチンの確保

### 2 1 接種対象者数の登録

3 市は、試算した接種対象者数を県へ登録し、県が県内市町の接種対象者数を取りまと  
4 めて厚生労働省へ登録する。登録は、国より指定された登録の時期、方法及び様式等  
5 より行う。

6

7

8

### 9 2 ワクチン納付先の登録、卸業者の決定

10 (1) 市は、接種会場の設備状況を踏まえ、ワクチン配送先（接種会場・ワクチンの保管場  
11 所）を定め、県へ登録する。

12

13 (2) 市は、県と協力の上、管内を管轄する県卸組合やその他新型インフルエンザワクチン  
14 の流通を担う団体と協議し、接種会場にワクチンを搬入する配送担当の卸業者（以下、「配  
15 送担当卸業者」という。）を予め決定し、県に登録する。

16

17

18

### 19 3 卸業者との協定の締結

20 (1) 市は、配送担当卸業者との間でワクチンの流通に係る協定を締結する。

21

22 (2) 卸業者は、事前登録された配送担当卸業者を通じて、ワクチン配分数を市のワクチン  
23 配送先（接種会場・ワクチンの保管場所）に納品する体制を整備する。

24

25

26

### 27 4 情報の共有体制

28 市は、円滑な接種を実現するために、県とともに県内の卸業者と連携し、出荷・在庫  
29 状況等の情報を共有する。また、地域の医療関係者へのワクチン供給情報の提供を行う。

30

31

1

2 5 供給の体制

3 市は、随時医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、ワクチン  
4 の供給量が限定された場合に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を  
5 想定し、市内の医療機関と密に連携する。

6 ワクチンの配分数は、事前登録している都道府県の接種対者数等に基づき、各都道府  
7 県別に接種会場別に国から決定を受ける。市は、その配分数を踏まえて接種対象者を検  
8 討する。

9 市は、ワクチン接種者数、ワクチンの納品状況及び接種会場におけるワクチンの在庫  
10 状況を把握し、県が指定した期日に県へ報告する。